

平成25年3月7日(木)
平成25年予算審査特別委員会第1日目
午前11時43分開議 欠席無し

委員長： 只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から平成25年度予算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会します。只今平成25年度一般会計他6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました八畝でございます。厳正な審査ができますよう精一杯務めさせていただきますが、進行上不行き届きの点も多々あるかもしれませんが皆様のご協力の程よろしくお願い致します。

それではここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款毎に審査して頂く事、特別会計は会計毎に審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、只今申し上げました方法で進めて参りますので、よろしくお願い致します。

議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計の審査を行います。最初に議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入読み上げ説明をお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： 本日はこれにて散会致します。(11:53)

明日8日は午前10時より開会致しますので9時45分までご参集下さい。

平成25年3月8日（金）
平成25年第1回予算審査特別委員会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

委員長： おはようございます。只今の出席委員は9名です。只今から2日目の予算審査特別委員会を開催致します。これより一般会計歳入の質疑に入ります。尚質疑につきましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

4番： それでは18、19頁の13款使用料及び手数料の4目、土木使用料の公営住宅使用料ということで1,781万円程上がっておりますけれども、町営住宅やらほほえみでしたか。あそこの使用料とか色々あると思うんですけども、合計何棟、或いは何ヶ所の所からの使用料かということと、その使用料を伴って入居して頂いていると思うんですけども、ある程度要するにその管理についての規約等というのがあるのかと思います。この管理についての規約等というのが一番気になってくるのが冬期間の除雪、これをどの辺りまで自分が住んでいる町営住宅なりアパートなり団地なりの所の除雪等の作業をするのかという規約等があつてこういった使用料を頂いているのかという所を一点まず質問させていただきます。

委員長： ここで説明員が席を外しておりますので、暫時休憩を致します。(10:04)

委員長： それでは質疑を再開します。(10:07)

4番： では、もう一度仕切り直しということで。

18、19頁の13款使用料及び手数料、土木使用料の中の公営住宅使用料ということで、舟形町には入居者からお金を頂いてそこに入居して頂くという施設が何ヶ所かある訳ですけれども、何ヶ所位から料金を徴収しているかということと、その入っている方々が入居している際に、管理という部分でどの位その入居している部分に関して手を掛ければ良いのか、そういう規約があるのかということなのですが。要するに、冬期間冬になれば屋根に雪が積もる、住んでいる所の前の駐車場の雪を払う。そういう作業が管理の中で出てくると思うのですが、そういった点についての規約等があるのかということを感じたものですから、そこら辺のところをまず質問させていただきます。

地域整備課長： 大変遅れて申し訳ございませんでした。

住宅の使用料でございますけれども、住宅の使用料につきましては、舟形団地が1号棟から3号棟まで、それから木友団地が9棟ございます。これが補助事業で造りました公営住宅ということでございます。その中で使用料がそれぞれ発生する訳ですけれども、268万4千円程がその公営住宅の使用料となっております。それから舟形団地1号棟、2号棟、3号棟で900万円位の使用料ですね。それから木友団地が200万円程、西堀集合団地が190万円程。後、子育て支援住宅が1号、2号ありますけれども、それが380万円程です。それから定住モデル住宅は2棟ございますけれども、2つ合わせて96万円程の住宅の使用料という形になります。

管理の状況ですけれども、管理につきましては住宅の中について通常自分が管理する部分については、入居者が管理するということになります。後、建物の外については、町。それから入居する前に町で設置したもの、設置されていたものについては町が管理するということになっています。退去する段階で、例えば、襖とか畳等について古くなった部分、汚れたり、破損したりした分については個人から負担してもらうような形で入居する段階で取り決めをして入居してもらっているような状況です。1号棟、2号棟、3号棟の様に共通する階段等がございます。それについては当番制で自分達で管理しているような状況です。後、共通する電気料、階段等の電気料ですけれども、それも皆で割合で負担して支払っている形になっております。

4番： どことははっきり言わない方が良いと思いますけれども、比較的新しいという位の表現にしておきますけれども、比較的新しい所に住んでいる方々の中から、こういう声があります。入った時はそれほどでもなかったんですけども、年を追う毎に「ああして欲しい、こうして欲しい。」という町側の要望がどんどん積みあがってくるという話が聞こえてきます。つまりどういうことかと言うと、普通の民間の不動産会社が建てた、或いは紹介するアパートだったら、前の雪払いはきちんと自分でして下さいという規約に則って入る。或いは屋根の雪降ろしはうちらがやりますよというような規約がきちんとあつて入る。そして料金を頂くと言うのが基本だと思っております。町の場合は、年を追う毎にその状況に合わせて、住民の方々に対する要望がどんどん積み上がってくるというような声が聞こえてきます。つまり、きちんと

入居する際に、どこまで管理の面で、或いは雪掃いの面で「ここまではやって下さいよ。」という約束事の周知徹底が成されていないままに、こういう料金だけは頂くという体制になっていないかということで、質問をしています。そういったことで、規約等がはっきりしているのかどうか。比較的新しい所を焦点に答えて頂ければ宜しいかと思えます。

地域整備課長： 除雪関係ですけれども、建物の屋根の雪降ろし、それから住宅の周りの除雪については町がすることになっています。入居者にそれをさせるということは殆どないんですけれども、只、ひだまりハイムの1号、2号は軒先に氷柱がなってくる箇所があるのですが、そういうものについては個人にお願いして、取って頂けるならば取って頂きたいとお願いしている部分もございます。それから、ひだまりの物置と駐車場等の除雪については、利用者で協力してお願いするというので、その分は個人にしてもらうことになっています。後、入居する段階で、入居のしおりということで、入居して頂く規則ということでしおりを入居の段階で配布しておりますので、それに基づいて管理をお願いするというようなことになっておりますので、入居される方々もそれを見て、町が負担、自分が負担ということをある程度確認して、何かあれば電話を頂いているということなので、宜しくお願いします。

3番： 今の4番議員と同じ款項目です。公営住宅の滞納繰越分93万円計上してございますが、昨年度の予算を見ますと44万円程で約倍になっております。なぜ、これだけ倍近くになっているのか。滞納する方がどういう理由で倍近くになってしまったのかお聞きします。

地域整備課長： 滞納繰越ですけれども、滞納繰越費については、前から大きい方が一人おりまして、その方が分割して今納付しているような状況であります。去年よりも多くなったというのは、24年度分として3人の方で合計33万2千円程でございますけれども、この分が今回増えているということで若干多くなっております。滞納については督促状、それから直接お伺いして収めて下さいというお願いもしておりますし、出来る限り滞納を収めてもらうようなことで、職員も努力して頑張っているところでございます。

3番： そうしますと3名の33万2千円は今年度中に返す見込みがあるということで、大口の方については、分割でそんなに一気に増えないけれども、この3名については回収をして行くということで計上したということで宜しいですか。

地域整備課長： 3名の方がそれぞれ多い方で15万円程、その下が10万円程ということで、後9万円程ありますけれども、出来るだけ滞納を早めに収めて頂けるようにその3名の方についてはご協力を願うように考えております。

6番： 私からは12頁のたばこ税についてお伺いします。昨年度は補正も含めて1,448万円程あった訳なのですが、本年度はそれに増額しているということは、今たばこの消費も段々減っている中で、どうして増額したのかと、その辺をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： たばこ税については、今議員がおっしゃる通り段々少なく、健康の問題もありますし、値段も上がっているものですから売上げも減っている状況にありますが、今年の4月の売り渡しの分から税制改正がありまして、3級以外、良い方のたばこでありますけれども4,618円、千本当たりが5,262円に上がります。13.9%上がります。それから3級品については、2,190円が2,495円に、千本当たり13.9%改正されます。これは4月から改正されますので、その分の上昇分と、値段の上昇に伴う売上げの減を相殺しまして、今回の見込額にしているということでございます。

6番： 分かりました。これは税収が上がるということで、見込みでやったということですね。はい、分かりました。

1番： 13頁町民税から各税の項目で、滞納という項目がありますけれども、先程3番議員からの質問の通り町営住宅については滞納分を極力改善するというような回答でした。これについては前々から数多く質問されている事項だと思いますけれども、現在滞納の部分が悪化しているのか、平行線なのか。去年と今年の数字はだいたい同じような数字が記載されておりますけれども、その状況と、この滞納を出来るだけ無くするために今納税組合等があって収納率を限りなく維持している状態だと思いますけれども、その納税組合の状況的なものは減りつつあるのか、それともどういう状況になっているのかということと、それから奨励されているお金がありますよね、この納税組合に。その用途、使い方、方法を誤っているような形がないのか、その改めて使い道を確認したいと思いますので、宜しくお願いします。

まちづくり課長： 滞納につきましては、だいたい平年並みでございますけれども、特別会計の方の国保税については金額が大きいので、滞納の方が若干増えているのかなと感じております。他については、

収めて頂きながらやっているの、滞納額にはそれほど差は無いと思います。当初予算額については、一応予算ですので、歳入がきちんと見込まれるものを最低クリア出来るものをおいているところがございます。24年度につきましては、基本的には予算滞納繰越分の予算額に対してはそれをクリアしている収入の状況になっております。これにつきましては、色々呼び出し、それから個別所得補償金を押さえるというような通知を出して、話し合いの中で幾ら、幾ら収めて頂くというような中で、強制ではなくて、自己納税をして頂くというような形でやっております。それから、納税組合の状況であります、まず一つは、納税組合の方は若干減る状況にあるということでもあります。と言うのは、昨日でしたか、説明をしましたが、一つは県が一斉に3人以上の雇用に対して特別徴収をして頂くというような取り組みを山形県でやっております。舟形町につきましても一緒にやらないと、他町村の方に迷惑が掛かるということでその取り組みをしております。そういったことで、納税組合を脱退しまして特別徴収に切り替わっているという方が出てきております。そういうふうな取り組みをしているということですので、それについてはやむを得ないという状況になります。それから、滞納をされている方について納税組合の方から色々問題があるということで、その方については脱退されているということが若干出てきております。そういったことで、納税組合の状況につきましては、若干減っている状況であります。それから、世帯単位で、世帯主の通帳から基本的には納税組合の方に振替になるものですから、その家族の方の税金についても世帯主の方から引かれるというような状況になっているものですから、そういうところについても一部脱退、世帯全部が脱退ではなくて一部脱退というような状況が見られます。これについてもなるべく組合の方に入って頂きたいというようなお願いはしているのですが、やはり個人の納付の問題でありますので、一部脱退もやむを得ないという取り扱いをさせて頂いているところであります。それから納税組合の報奨金1%ある訳ですが、これにつきましては、基本的には個人の方に納付額に対してお返しをすることは止めて頂きたいと町の方ではお伝えしております。地域の活動、地域づくりそういったものに使って頂きたいというお話をしておりますが、実態としてはそうでない地区もあるように聞いております。従いまして、今年の納税組合長会議におきましては、そういったことがないように地域の為の活動資金として使って頂きたいというようにお話を4月の納税組合長会議の時にする予定にしております。

1番： 有難うございました。今、最後の方で答えて頂いたように、確かに若干聞こえる範囲では、後説の間違った方の使い道が見受けられるようでありますので、収入率アップの為に、納税組合のあり方を再確認しながら、やはり地域により良い納税組合ということで指導していく方向性で宜しくお願ひしたいと思ひます。

尚、税の關係で再質問ですけれども、滞納部分の請求する流れ、聞くところによりますと「5年位しか貯まらないのだから少しずつ払うと5年分しか残らないのだ。」という人もいれば、「いや、それはそういう状況ではない。」というような色々な考え方や身勝手な言葉が聞こえてくるのですが、その辺ももう少し聞きたいと思ひますので宜しくお願ひします。

まちづくり課長： 税につきましては、地方税法の方で時効というものが決まっております。今、議員が言われるように基本的には5年で消滅する訳ですが、基本的には内入という制度がございます、その税目について、その納付期限が来て滞納になるのですが、それを内入れした段階でそこから5年になるというようなこともあります。従いまして、前には例えば1万円貰った場合には、各税目毎に内入れをしていくと。細かく内入れをしていくという時期もございましたけれども、そのような取り扱いをしている方もおりますが、滞納額が多くなりますとやはり基本的に納税出来ない方もいらっしゃると思います。例えば、失業とかそういう関係であります、そういったことで事業の失敗、失業などそういったことで出来ない方についてはこれはやむを得ないだろうということもあります。只、5年間そのままにして事故処理をするというようなことではなくて、それまでは何回か呼び出しをして来て頂いてやっているというような状況であるのでそれについてはご理解を頂きたいと思ひます。

2番： 私の方は1番佐藤議員の関連ということで質問したいと思ひます。24年度はまだ終わっておりませんので、この25年度の予算を作る際に、おおよその見込みで作ったのだろうと思ひますけれども、滞納繰越分の中で、24年度から25年度に繰り越す際に、望外というか、もう帳簿上から落としてしまった町民税なり、固定資産税なり、家賃等の滞納部分について望外から落とした金額があったのかどうかということが一つ。合わせて、もしあるとすれば、これはどのようなケースで回収が出来ないと判断したのか、この辺のところをお聞ひしたいと思ひます。

まちづくり課長： 23年度以前の滞納につきましては24年度の方に繰り越しということになる訳です。24年度については現年度になりますので、まだ滞納という扱いには。納期が来ているものについてはなるのですが、それについては当然不納欠損処理は出来ません。基本的には5年以上前で、先程言いました内入をしているところから5年、それから納期限が過ぎてから5年のものについては地方税法に基づいて不納欠損処理をしているというものはございます。それについては、年度の初めに、5月の出納閉鎖が終わった段階で、その時期に5年を過ぎたものについて不納欠損処理をしているというようなこととなります。

2番： 委員長、今の回答の中で、どういうふうな理由でそういうふうになったのかという回答がありません。

まちづくり課長： 理由につきましては、基本的には地方税法に則って5年を経過したものについて、不納欠損処理をしているということになります。

8番： 24頁の財産売払収入の不動産売払収入とありますけれども、これはどの辺を予定しているのかお伺いします。

総務課長： 25頁の不動産売払収入ですけれども、これはひだまりタウンの宅地が2区画まだ残っておりますので、それから内山の宅地造成の方、向こうで5区画余っておりますので、そちらの方の予算をここに計上させて頂きました。

8番： 内容については分かりましたけれども、町では結構色々な宅地なり、山林なり、原野なりある訳です。その行政の執行に対して絶対欲しい宅地もありますけれども、不要になった町有地の財産となりますけれども、それを民間に売却することによって、幾らかでも固定資産税なり収入があって、そして町の財政が潤うのかなという考えもありますので、出来れば民間を利用した形の町の不良財産という言葉は悪いのですが、その財産の整理ということを真剣に考えて頂きたいと思っておりますので、その辺の考えをお伺いします。

総務課長： 一般質問の中でも色々議論になりましたけれども、ここに掲示した以外にも町の方で持っている宅地等がある訳ですけれども、当然、それぞれの目的に応じて購入した訳ですけれども、色々な経過等がございまして、そのまま利用されていない、未利用地だと議論になりましたけれども、そういった土地等も含めて、またここに470万円計上しておりますけれども、毎年チラシとか、またはHPとか、企業を回りながら宅地の販売、また地元の工務店さん、大工さん等にも口コミで協力をお願いしておりますけれども、とりあえずひだまりタウンの2区画と、内山の5区画について、新年度も全力で売却に向けて努力して行きたいと思っておりますので宜しくお願いします。

7番： 8番議員の関連ですけれども、一応、内山の住宅ということで売払収入を予定しているということですが、5区画ある訳ですが、その内容というのが色々インターネットとかやっていると思うのですが、前に看板を建てて貰いましたよね。それが全然無くなりました。年に1回、2回ですか、去年は2回したと思ったのですが、あれも結構業者というか、あの道路は温泉道路に行く人とか、町外の人でも結構通るはずですので、看板でも又お願いしたいと思っているのですが、町の方もインターネットとかで対応はしていると思うけれども、まずあそこを通っている人の目に付くような策をさせて頂きたいと。それに関連して、様々な問題ですけれども、早く出来れば解決して頂きたいと思っています。

総務課長： 毎年、チラシ等の中には値段ですけれども、少し価格も下げたりしておりますし、また、管理等につきましても一部業者等をお願いをしまして、年2回等の草刈りも行っておりますし、また、職員でもそういった作業をさせて頂いております。看板は確かに新しくなった時には設置されていたと思いますが、ここ何年かそういったものがございませんので、まだ商品でもありますので、きちんと看板の掲示も検討して参りたいと思っております。また、HPを見まして、先週でありますけれども、総務課の方に内山の分譲地のことが目に入ったようで、今はまだ雪の状態ですので購入したいという方が一人おまして、どちらの方ですかと聞いたら真室川に今住んでいるという女性の方からそういった電話を頂いておりますので、雪が消えたら現場を見て頂いて、今のところまだ見ていないということですので、うまく話が進むように努力して参りたいと思っております。

3番： 22頁の15の2の5、県の補助金ですが、23頁の方に様々載っております。下から2番目の青年就農給付金の300万円でございますが、歳出の方で申し上げれば良いのか分かりませんが、先般の3月補正で一人の方が辞退されたということで150万円減額になってございますが、この300万円については新規就農される方を見込んで県費を計上しているのか、これから探そうとしているのか、その辺りを確

認したいと思います。

産業振興課長： 先日ですけれども、前年度の予算で減額しましたけれども、その時、私の方でちょっと身体的な理由で昨年は減額したと言いましたけれども、それは結婚をされてお産等の関係があって、それで昨年は出来なかった訳でありますけれども、その方が年を越えて今度作業等が出来るということで、その人を含めて、男性が1名その女性が1名、合わせて2名ですけれども、これから募集をするというよりも今の段階で本人の意思を確認等もしておりますので、この2名を実証して行きたいと考えています。

3番： そういった具体的な人数も確定しているのであれば宜しいかと思います。終わります。

2番： 20頁であります。一番下の県支出金の中で、一番下の欄でありますけれども21頁、山形県市町村防災拠点再生可能エネルギー導入促進事業費補助金とありますけれども、これは恐らく小学校に着ける太陽光発電等の補助金だろうと思いますが、ここで質問したいのは、現在小水力発電なり、特に当町にとっては雪を理由した再資源エネルギーが求められていると思います。そういった中で、現段階において、雪なり小水力なりについての考え方と言いますか、こういうことをして行きたいというような計画なりはないのでしょうか。

まちづくり課長： 今の質問であります。小水力発電につきましては、県の方で各土地改良区の水路で発電が出来ないか、小水力発電が出来ないかということで調査を平成22年に実施しております。舟形町の場合については、落差が余りない水路ですので、なかなか難しい状況であるということです。もし、着けるとすれば三光堰の一番の流末の福寿野の最終的な所が発電出来る一番距離が短くての落差工ですので、若干の希望があるのではないかと思います。そこについては、私も行って見たのですが、冬期間は除雪をしないので管理が出来ないということと、電柱がそこには一つもございませんので、電柱を建ててこなければならぬという状況にあります。基本的には売電施設はちょっとハードルが高いので、自分の所で使わなければならぬということからすると、その発電した電気をどこで使うかということになりますので、ちょっとなかなか内では難しいと思います。只今、色んな仕組みの発電が来ておりますので、例えば水路の中でスパイラル状な発電の装置も来ておりますので、そういったものを今後勉強していく必要があるのかなと思いますが、なかなか発電量が投資に見合わないという状況にあります。そういったことで、なかなか小水力は難しいかと思っておりますが、先般民間のNPOさんの方で、えんじゅ荘の方から下の川に沢がありますが、そちらの落差を使って小松までの落差を使って事業を展開してはどうかというご提案がございました。その調査を私の方でお金を出していないのですが、そのNPOさんの方にはたぶん県かどこかの調査費が入っているのかなと思いますが、そちらの方で調査はされているようです。只、それを使うにしても施行するにしても、町の方で補助金を頂くなり、町の方で電気を使う必要がありますので、水利権の問題、それから施工上の問題、どこに管を埋めて行くのかという問題もあって、早急にそれを実現出来るかについては、若干難しいだろうと感じております。もう少し水量があって、実際にパイプがあってそれを取り出すような形の所があれば、それなりに発電が期待出来るだろうと思いますが、そういったところで、小水力については今調査されている所について、その報告書を見ながら今後判断して行きたいという状況にあります。それから雪については今のところ特に検討をしておりませんが、前にも一般質問にあったように、今後公共施設を整備していく段階で、それなりにそれらについて検討していく必要があるのではないかとまちづくり課の方では捉えておりますので、そういった施設整備の時にそういった雪貯蔵庫を作るのが投資的に良いのか、その時々判断をしたいと思います。今ある施設にそれらを付けるということは考えておりません。只、雪はちょっとボリュームが大きい割にはすぐに消えてしまうということで、徳洲会さんの方で付けて頂いたものはなかなか成功しなくて、失敗して、今エアコンに変わっております。そういったことで、その設計上の問題、それから雪が良いのか、それとも雪を固めて氷にしてその貯蔵庫のキャパを小さくしてするのが良いのかについては、今内部で検討しているところです。

2番： 最初に小水力発電ですけれども、新庄土地改良区の方で、47号線から角沢の方に来る所に、あの訓練学校がありますよね、そのすぐ脇の方に小水力発電をしながら、まあ、PRなのかという感じはしますけれども、あのようなものを具体的に設置しながら、このような方法があるのだよとPRも兼ねて設置するべきではないかと。しかも、皆の目に見える所に設置をすべきではないかと感じます。また、雪については、やはり舟形町については、昨年国宝指定された縄文の女神を合わせて、昔から雪に関しては雪冷房ということで非常に舟形町の名を売ってきた経過があります。その中で、何も舟形町では雪を活用したものが無いというのが正直寂しい感じがします。やはり、何らかの形で早期に作っていくべきではない

かと。これによって、雪と女神による誘客が可能になって来るのでは無いかと思います。その辺のところについても1回答弁をお願いします。

まちづくり課長： 新庄の例でございますけれども、そちらについては高校の学生さんと土地改良区が連携をして今やっているということを私も新聞記事で見ました。テレビにも映っているところを見ましたけれども、それについては、学習用というような捉え方を、改良区さんの方でもそれなりにそういったイメージでしているのかなと受けとったところです。私共の方としましては、草が流れてきたりと色んな管理が必要ですので、町が設置すべきではないのではないかと。改良区さんが設置するところについて助成をする、改良区さん以外のところがやるなら支援をしていく必要があるのではないかと考えておりますが、町の方で、なかなか冬期間には雪も流れてくる、草も流れてくるということでその管理が難しいということで。発電量の問題がある訳です。相当な発電量があればそれなりに管理人を付けてやれるのですが、なかなか小水力発電では電球が何個か発電する程度だというような状況でございますので、その辺を見極めて、例えば学校教育上そういったものが必要だとなれば、学校の近くで管理しやすいところでそれなりにするということについては意味があるかと思いますが、発電をして、それらを使用するというようなことについては、ちょっと新庄の改良区さんの状況も投資額の割りには問題があるのかと考えております。

それから雪については先程も申し上げました通り、今後施設を整備していく段階でなるべく早くして行きたいのですが、最近、箱物規制とかがありまして、なかなか補助金が付かない状況にあります。箱物の補助金が付いて、町の方で必要な建物が出た段階でそれらについては十分に検討をして、前向きに検討して行きたいと。只、投資額についても十分に検討を重ねて、導入についてはやって行きたいと思っております。

4番： 22頁、23頁の県支出金、4目の労働費、県補助金の緊急雇用創出事業ということで、去年は5,300万円、5,400万円近くあった訳ですけれども、今年は2,500万円位ということで約半分になった訳ですね。要するにこれで雇用されていた人が首を切られるという事態になっているのか、或いはそれともまた別の所で雇い受けようという考えがあるのか、そこら辺のところを質問致します。

総務課長： 昨年に比べまして予算が2,800万円程削減になっておりますけれども、この内容について、一つは24年度と言いますか、小学校、中学校におきまして障害児、児童生徒の生活介護の支援と申しますか、そういった方々も対象になっていた訳ですけれども、今回これが削除された。もう一つが、昨年介護支援員の育成事業ということで、徳洲苑さんを中心としながらちょっと人数多くお願いした訳でありますけれども、色んな事情がありまして、そちらの方の応募がゼロだったものですから、そういった関係で今回金額が削減になっております。また、最初のところでもご説明申し上げますけれども、直接雇用1名分と委託分、例えば農協さん関係、後振興公社さん、それから舟和会さん等で合わせて9名、全部で10名分の予算を今回は計上させて頂きました。

4番： 役場だけで受け入れられない部分は、舟和会等に派遣するという形で使っているという感じがしますけれども、こういった制度に乗って働ける人は大変有り難いと思っておりますけれども、やはりこういった削減で切られる人、というのは大変残念だと思います。そういった方々のケアと言いますか、そういったところまで見て、舟和会に預けたから後は舟和会さんで切るも使うも自由にして下さいよということでは少し町が受ける県補助金としては気の使い方がどうなのかなと思うのですが、そういった方々、去る方々へのケアをどのようにやっているのか再質問します。

総務課長： 議員さんご理解されていると思っておりますけれども、これはあくまでも緊急雇用対策でございますので、県のお金を利用している訳です。当然国から県に来て、その基金を町で利用させて頂いている訳ですけれども、雇用が1年間であると。そして、1回この事業で受けた方が次の年出来ないということがありまして、町としても複数年やって頂ければ有り難い訳ですけれども、どうしても1年1年の事業なものですから、どうしてもこの事業が無くなると、今度はこの事業は受けられないということがありまして、ましてや舟形町内の方を基本的に対象にしている訳ですけれども、なかなかキャパそのものも小さいですし、当然町外の方になる場合もあるのかなと思っておりますけれども、やはり1年1年ということで、町としまして非常に、延長と言いますか、継続してもらえることが一番有り難いのですが、制度的に1年で1回この事業を活用された方が継続出来ないという制限がございますので、その後のフォローというとなかなか難しい面もありますけれども、相談された場合はハローワークさんとか、民間企業の情報を得ながら、必ずしも希望に添うことは出来ないと思っておりますが、相談だけはその他の方でさせて頂きたい

と考えております。

2番： 16頁です。13款1項1目総務使用料の中で、町営バス使用料145万円という金額がございます。この内容を見てもみると、昨年度と同じなのかなと感じる訳です。そういった中で、町営バスを利用して頂く方を増やす為に、どのようなことを考えているのか。やはり同じでは何も収支が改善されてこないと考える訳です。そういった中で25年度において、この収入を増やす為の具体的な方策がありましたらお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 町営バスについては、県のバス協会の方とも相談をしているのですが、舟形町のレベルで今5.5往復、舟形から堀内に行って、長沢に行って1往復、それを5.5往復1台のバスでやっておりますが、そのレベルの運行形態をしているという所は、町村で余り類を見ない運行ではないかとお話をされています。運行的にバスは今フルに動いておりまして、電車時間にも合わせて最大限バスを走らせております。只、今その時刻的なもの、それから医者に行って帰るところについてもフルにバスは動かしているのですが、具体的なところについては今のところ検討はしておりませんが、今の運行形態は1台のバスで運行出来る最大限の運行形態だと理解しております。前回もお話をさせて頂いておりますが、スクールバスに混乗させる件については今検討中です。交通委員会というものを通して国土交通省に申請をする訳なのですが、今現在私の手元の方では、来年度の教育委員会のバスの運行の状況と子供の状況を把握しています。そのスクールバスには7、8人からそれ以上の空き席がございますので、スクールバスに混乗することは可能だと判断しておりますが、4月1日の小学校統合時期にそれを一緒にやるということについては、ちょっと慌しくて間違ってしまうとまずいのかと捉えておりまして、来年度中に考えたいということもありますが、いずれにしても地域の方々とお話をしないとバスの運行は出来ないのかなと思っております。スクールバスに混乗させた場合については、当然スクールバスは地方交付税の方に参入させておりますので、無償化を考えております。只、日中とか土日の運行について町営バスを動かす必要があるのかなと思っております。それから、1番の問題は、朝一番に松橋から来る場合について、ほとんど1人、2人しか乗っていないものについて廃止をするべきなのか、あえてその時間帯を運行するべきなのかについても、1人でも乗車されている方を守るのか、それとも経済を優先するべきかということについては、相当悩んでおります。その辺の整理をして、地域の方の町内会長さん方と色々相談をさせて頂いて、出来ればスクールバスの混乗化を計画したいと思っておりますが、これについても教育委員会、保護者の方との調整も必要ですので、その辺の調整を25年度にやって行きたいと考えております。

2番： あえてこれを質問したというのは、全国においても過疎地の足の確保ということで、行政でのバスの運行というのは、どこの地域でも行っております。そういった中で、成功事例を何例か読んでおりますけれども、ある地域では、運賃をゼロ円にして運行しているバスもあります。では、こういった形で運行しているのかというと、全部行政からお金を貰っているのかというと、決してそうではありません。NPOを立ち上げて実施しているのです。では、収入はどこから来るのかとなりますけれども、もう少し頭を柔らかくして欲しいのですが、広告収入なんです。要するにバスに広告を貼り付けて、その広告して頂いた企業からお金を頂くというような形でバスを運営して、少しでも町の持ち出しを減らしているというようなバスの運行形態もあります。そういった中で、もう少し折角この舟形町をバスが1日5回も6回も走っている訳ですから、どこかの企業からお金を出して頂いて、その広告をバスに貼り付けて広告収入を得るといような方策も考えるべきではないかと感じる訳であります。やはり人を増やせないのならばどこから収入を得るといすることも考えていくべきではないかと感じる訳です。そういったところを今後検討して頂きたいと感じる訳です。そのことについて回答をお願いしたいと思います。

まちづくり課長： 今言われていることについては、内の方でも検討したことがあります。現実に対応した訳ではございませんが、内部で話をしたところ、国道を余り走らない所に企業さんがお金をしてくれるのかなど。国道とか沢山車が往来している所をバスが走る場合であればPR効果があって、それに乗ってくれる方がいるかなとは思いますが、そういったことで難しいのではないかという内部の検討でしたが、今の議員の意見を取り入れまして、広報とかHPの方で募集は掛けて見たいと思っております。そういったことで、まずバスの方に企業の広告が出来るのかどうかと、まずやってみないことには分からないと思っておりますので、それについては対応したいと思っております。只、一番良いところについては、今現在、西ノ前の土偶のシールを貼って運行しようかと考えております。バス亭も女神ちゃんに全て変更したいということもありますので、その辺のバランスも考えながら、どの辺にどの位の枠が設けられるのか検討をして、

応募をしてみたいと思います。

1番： 町営バスの運行に関連してですが、今バスの運行費を公費だけでなく、広告収入という形がありましたけれども、例えばある市ですけれども、そこでは公営バスではなくて町長の公用車に広告を貼り付け、片側月6万円ということで収入を得ている市もある訳です。そういったことを参考にしながら是非やって頂きたいと思います。

質問を戻しますけれども、町営バスを運行するにあたって、多くは年寄りの方が駅、もしくは診療所を利用するという方々が殆どだと思います。その中で、今回運行コースを若干変更して頂き、大変助かったと言う、本当に有り難いという言葉を受けております。その面については感謝したいと思います。その反面、町内を5.5往復、極限とまでは言わないけれども、かなりきついハードなスケジュールだということ伺いました。実は、去年の冬にバスの委託業者さんの方でちょっと事故等が発生したということ伺っています。その内容をちょっと伺いたと思います。その後です。同運転者さん、同じ運転者さんとお聞きしておりますけれども、除雪する方の方からちょっと言っておいて下さいという意見を頂いたのですが、1度事故を起こして、その後ですけれども、どうしても運転速度が変わらないと。乱暴な運転という言葉が匹敵するのではないかという形の中で、通行人もしくは歩行者、車両共にですけれども、非常に危ない状況であるから一言お願いしますということ頂いたので、担当課の人に直接、私の方からということではなく意見しておいて下さいと言ったのですが、その内容をちょっとどういう経過になったかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： バスの事故については、事故がありました。バスが真木野地内を松橋の方に行く時に、道幅が狭かったというところもありますけれども、バスの左側をきちんと走っていたということですが、その道路除雪をしたばかりのところ、雪がふわっとかかっているというようなことで、えんじゅ荘さんの車が滑って町のバスの方にぶつかって来たというようなことございます。基本的には、今保険会社さんの方と調整中ですが、町の方に責任はありませんよと保険屋さんの方にお話をしております。えんじゅ荘さんの運転されている方も、自分が滑ってバスにぶつかったのだということを警察、私も現場に立会いましたが、そちらの方でも証言されていますので、その様な方向になろうかと思いますが、只、保険屋さんの方ではどちらも若干動いているのだらうということ、少し責任割合はあるだろうと今言われておりますが、町としては蹴っている状況であります。そういうことで100%そちらの方で負担をして下さいということで今進めております。それからその後の対応ですが、その時に運転手さんが携帯電話を持ってなくて、事故の報告が町の方に遅れました。そういったことで、内の方の担当の方で、早急にその時に町の方にも連絡をすべきではないかというようなこと、事故の報告についてもきちんとすべきではないかという申し入れをしております。社長の方にはその旨伝えて、電話等も用意させるようにと、こちらの方では伝えております。実際確認はしておりませんが、そのようには申し入れをしております。只、スピード等が危ないとか、通行人に危険を及ぼしているとかというようなところについては、私共の方まで耳に入っておりませんが、そういう事実があるようですので委託業者の方に申し入れをして安全運行をするようにと改めて指導をして参りたいと思います。

1番： まず安全第一ということが一番だと思います。中に乗車している体の弱いお年よりが一番多い訳です。ちょっとのふらつきでも押さえきれず、事故に繋がる危険性があると思いますので、是非安全を重視しながら運行して頂けるように指導を宜しくお伺いしたいと思います。

5番： 16、17頁の13款の使用料及び手数料についてお伺いします。一番下の農村環境改善センター使用料とあります。これについてお伺いしたいと思います。

まちづくり課長： これは使用料条例に基づきまして、農村環境改善センターを使った場合について頂く使用料になっておりますが、昨年から減っておりますが、これにつきましては、小学校のスポーツ少年団等が来なくなりまして、活用が大分減っているということと新庄さんの方からバドミントンで定期的に来られているということで、そちらの分を基本的には計上させて頂いて、教育関係に使う場合については無料とか色々なっているものですから、なかなか使用料等には反映できませんが、そういった収入は今回少なくなりますが、そういったものを基本的に見込んで36,000円を計上したということとあります。

5番： ここで何で質問したかということは、今あそこ除雪をして南部保育所跡地に大規模な工事をしております。これが使用料入るのか入らないのか、それから何のための工事をしているのか我々議員に関して、土をストックしている、何に使う土をストックしている、そういう説明何もありません。地域住民か

ら農村センターの南部跡地に大規模に除雪をし、どこのダンプか分かりませんが、夜にはそこに停めて置いて、どこから通ってくるか分からないのですが、聞かれても私等は答えられないのです。何の工事をして無料で貸しているのか、それをまず聞きたいと思います。そしてもし、その工事もっと詳しくどこから土を持ってきて、どこへ持っていくのか、そこら辺までも詳しくお聞きしたいと思います。これで最後になりますから、もう一度もう少し重ねます。堀内の橋は狭いです。そこを今除雪等々で、排雪等でダンプもひっきりなしに歩いております。そこへ加えて、その土砂を積んだダンプカーが歩いている訳ですから、事前にこの議会に報告あって然るべきと私思うのですが、質問されても何の工事をしてしているのか、何の土を置いているのか何も分かりません。詳しく説明して下さい。

地域整備課長： 今加藤議員が言われた工事の内容ですけれども、農村環境改善センターの前の保育所解体した所に今残土を運搬して来ております。その残土は、大蔵の道路改良する箇所から出てくる残土で、その残土を一旦あそこに置きまして、光生園が建設される盛土材として、再度運ぶという形になります。ボリューム的には大体多くて3,000m³位になると思いますけれども、光生園の盛土する準備出来次第直接そこに運ぶような形になります。建設業者は沼田建設で行っております。

それから、土地の使用料については今の所無料で置かせて頂いている形になります。

4番： この土地を使用させるにあたって無料ということですが、これは町が関与するべきなのか或いは光生園側、舟和会さんが関与するべきなのか、これは分かりませんが、ある程度の土地の使用に関して置かせてもらいたいとか、そういった要望等があったのか。或いはそこに料金が発生するとすれば、町側に対しても舟和会辺りから土地の、そういった残土置き場としての使用料払いますよと、そういうような交渉があったけども町が断ったのか、そこら辺の所を関連して質問致します。

地域整備課長： 用地的に光生園の敷地が、まだ農業委員会等の許可等がまだ下りてなかったものから、一時的に仮置きする場所が必要な状況でありました。どこに置くかということで検討した結果、町の空き地というのがあまりないものですから、農村環境改善センターの保育所解体した場所がちょうど大蔵からも近いし、そこがいいのではないかとということで、光生園と協議しながらそこに一旦仮置きをしまして、出てくる残土をそこに一旦置いたらどうかという形で置かせてもらっております。

使用料の料金については具体的に検討しなかったものですから、今の所は無料で置かせて頂いているような形です。

5番： 委員長、先程の私の質問の中で議会の方に報告が必要なのか必要でないのか、それちょっとお願い致します。

委員長： 議会への報告がなかったということですが、これについては答弁ありますか。

地域整備課長： 議会の方へ報告ということでは、そこまでは気が付かなくて大変申し訳なかったのですが、ボリューム的にどの程度になるかということで、色々検討した結果3,000m³位は来るのではないかとこの形だったんです。ただ、光生園の造成地に直接運搬できるような状況であれば、すぐそちらの方に運搬するという事で業者の方も検討しておりましたので、議会の皆様方に報告する事が遅れた事自体本当に申し訳なく思っている次第でございます。

5番： 分かりました。しかし、あれだけの土を盛っている訳です。ダンプもどんどん歩いている訳です。これは舟和会の事業であって舟形町の事業でないからということでなく、議会に報告をし、町の土地を利用するならば、それなりの話を事前にして欲しかったなと思います。地域住民から何をやっているのだと聞かれても答えられない我々も残念な事なんです。そこら辺をきちんとこれからも精査してやって頂きたいと思います。そして、無償で貸していると、これもどうなのかなという感じもします。舟和会という一つの団体でありますから、そこで町の土地、ましてや除雪排雪等もして、あの土地を土を盛っている訳ですから、莫大な金もかかっているんだろうと思いますけれども、その辺も合わせて今後そういう事ないようにしっかりこの議会というものを考えて欲しいなと思います。終わります。

総務課長： 今5番議員さんの方からご指摘されましたけれども、全員協議会の開催が予定が決まる段階で、私の方でも各課の方に連絡事項とまたは報告しなければならぬ事ありませんかということで、そうしてまとめて毎回やっていた訳でありますけれども、今回矢野課長からの話ありましたけれども、ちょっと配慮が欠けました事をお詫び申し上げたいと思います。今後このような事ないように、まして地域住民の方がそういった思いに立てば尚更ですけれども、これからこういう事ないように注意していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8番： 関連でありますけども、今町の町有地に町有財産に残土を盛っている事自体、町の財産について使用料規定があるのかどうか、その辺伺います。

総務課長： 町の町有地の事でありまして、周辺等の工事の関係で工事用の機材とか、一時骨材等置かなきゃならない場合がありますので、そういう場合は町の方で㎡辺りの単価を設定しておりますので、その基準に基づきまして掛ける何日とか掛ける何ヶ月とかということで、それぞれ工事を受注されている業者の方からその分をお支払いしております。

委員長： 関連は一回しかできない事になっておりますので、あまり関連と言わないようにして下さい。

8番： そうすると今の堀内の南部保育所跡の残土を置くということに対しては、使用料というものは発生しないのかどうかその辺。本来ならば、町の工事やっても使用料は貰うというのは当然でありますので、それができますとこれは町の財産無断使用ということになりますので、使用料が発生すると思いますがその辺。

総務課長： 先程矢野課長の方からも経過報告あった訳でありますけども、今回事案の件に関しましては川向かいの方に光生園が新たに移転、新築するといった経過がありまして、その残土につきまして相当数な量が必要になってくるということで、河川関係とか色々担当の方では検討されたようなんですけども、なかなかそういったものが上手く確保できないということで、たまたま県の方でも色々配慮して頂きまして、周辺大蔵の方でそういった工事があって適量の土砂が確保できるということで、それで早急にそれをまず頂いてなるべく経費等削減したいという光生園さんの思惑もあったと思います。当然矢野課長も担当課長として間に入りながら構想した訳でありますけども、工事というのは毎日毎日進みますので、それをストックをしなければならないということで温泉等の下の方にも一部ストックしておりますけども、民間の土地を使うということもいかない訳ですし、町の町有地につきましても分散してしまっていて、まとまった所がないということで、そして堀内の方にもそのストックの場所として使わせて頂いて、本当にご迷惑をかけた感じが致しますが、その都度その都度説明して行けばよろしかったのかなと思います。ただ、基本的に矢野課長が先程話しておりましたけども、舟和会の場合は当然法人でもありますし、また設置当時から町の方でもいろんな面で相談しながら補助金等とか運営費等の一部を補填したりとかしておりますので、基本的には一時的なストックでございますので、ちょっと有料という訳にはいかないのかと思いますし、できればこれまでの経過もございまして、使用料は貰わないようにしたいと考えております。

3番： 今の総務課長の答弁についてでございますが、今回その残土を置いたという件について最終的に判断されたのは町長でしょうか。当然町の土地を所有する管理の責任がある総務課長が答弁している訳ですからご存知だったと思う訳ですけども、その使用料についても町長が判断して今回はなしにしましょうよという話をしたのでしょうか。その辺り確認したいと思います。

総務課長： 私の方でも経過ちょっとありましたけれども、その都度報告は受けておりましたけども、私の方でも町長の方と協議して直接決裁を受けた訳ではありませんけども、これまでの経過等踏まえて、また光生園等の方でもこれから新築等につきまして、町に対するいろんな面での協力要請がございますので、その中の一つとして捉えまして、そのようなご判断を私達の方でさせて頂きました。

3番： 今回はそうやって手順を踏まないでということでございますが、今5番議員の話にもあるように住民の方々から様々な苦情と言いますか、危険だという話もございまして、今後はちゃんとした稟議を踏んで長の決裁を受けて、みんなに知らせるような形をお願いをしたいと思っております。

総務課長： 今後そのようにさせて頂きたいと思っております。また、使用料等の減免等の中身にも公共的な団体または広域団体が使用する場合には免除するといった規定もございまして、それを準用させて頂きたいと考えております。

2番： これまでの回答の中で端々に言葉があった訳でありますけども、再度確認ということで町と舟和会の関係であります。当然、子会社でもなければ関連会社ではないと思っておりますが、どのような関係になっているのか、再度確認をしておきたいと思っております。

総務課長： 後で、また担当課長の方から説明して頂きたいと思っておりますけども、やっぱり光生園の設置にしましても、または舟和会さんの場合ですとえんじゅ荘とまたいろんな施設を運営されている訳でありますけども、基本的に公共的な要素が強い訳でありますし、就労されている方々も舟形町の方が非常に多い訳ですし、またいろんな面で舟形町とその密接な関係と言いますか、お互いにやっぱり協力しながらしていかなければならないという基本的な考えに立っております。これまでも、例えば用地の提供等につき

ましても町の方で底地の方の協力はしていますし、また舟和会さんだけでなく徳洲苑さんにつきましてもご存知だと思いますけども、1町歩位ございますけども町の方で用地の提供と言いますか、無償で対応しているそういった経過がありますので、あくまでも町長も言っていますけども、企業活動のある意味では福祉産業の一貫でもありますし、設置する事によりましてまた町に対する税収等も入って参りますし、また雇用の拡大等にも繋がっていくということで、これまでも支援と言いますか、当然他の議員さんもおっしゃりますように、行政とそういった福祉団体等は違う訳でありますけども、お互いに協力していきまないと、なかなか思うように福祉事業ができないということもございます。大都会ですと、色々金銭的に豊かな方が多い訳ですけども、地方に来ますとなかなか頼るもの行政以外なかなかない訳でありますので、そういった意味で協力等の要請に応じましては、行政のやれる範囲で町長と相談しながら対応してきました。これまでも対応した経過がありますので、今後いろいろな要請等があると思っておりますけども、その都度議員の皆さんとも相談しながら行政としてやれる範囲できちんと対応していきたいと考えております。

2番： そうしますと、町の運営そして舟和会の運営、これはまるっきり別物だという理解でいいですね。そういった事で、その運営について町の方でどうのこうのと口出しということはないという理解でよろしいのでしょうか。

総務課長： 町の方からの口出し指示云々ということはないと思っておりますし、逆に舟和会の理事長始め理事の皆さんも町長等の方に出向きまして、色々向こうの法人からの行政に対するお願いと言いますか、そういった要望等を受けておりますので、そういったものに対して町の方で適切に判断して一緒になって向こうの目指す目的に向かって、町でも支援していくというのが一番理想的な形ではないのかなと考えております。

1番： 今の質問の流れに対して改めて私の方からも質問の形になり、時間を費やす形になりますけども、質問させていただきます。そもそもその残土がなぜ必要だったのかという所にいくのではないのでしょうかと私は思います。今回、舟和会がかなり年数が経って移築するという計画、安全性を踏まえての移築という計画だと思います。しかしながら、今回選定した所は何百年、何千年に一度の水害があるかもしれないような低い所であります。今、小国川はいろんな形の中で河川から砂利を取ってはいけないという状況の中で、ダム漁協並びにいろんな方々の反対が多くある訳です。その反面、川の状況はどうなのかなと言いますと、長年の大雨によって川の底面がどんどん上がってきております。というのは、上流の方にどんどん水が溢れる可能性が大になってきております。しかしながら、県の方でも堤防の今整備は計画はなっていない所ですけども、その残土問題が今言われておりますけども、町でかなり協力をするという意見を言いながら、何故にしてあそこに誘致するような側に協力体制として声をかけたのか、そこら辺が最もずれの位置かなと思います。それと伴って、舟和会の事業計画は建設予定地に仮置きする予定だったのが急遽残土が出ると、それを借り受けする場合に関して県に対しての届出の義理があるのを、ちょっと届出を怠ってしまった関係上、仮置きを町にお願いして、今の状況の場所に置くような形になったと思っておりますけども、その件に関してお願いします。

総務課長： 今佐藤議員さんの方からちょっと町の方で場所の選定をしたような主旨のように聞こえましたけども、あくまでも舟和会さん独自で自分達で理事会なりそういった建築の検討委員会が多分あると思っておりますので、そういう皆さんの方で検討して最終的に舟和会さんの意思として場所は選定したのではないかなと思います。町長としましては、議員の皆さんもご存知だと思いますけども、学校等の跡地の問題もありますし、また地域の皆さんから色々要望等も議会の皆さんとも町長の方に頂いておりますので、町としましては町のそういった土地を有効的に活用したいということで、願った経過がある訳です。ですから今回向こうの方で場所が決まった訳ですけども、その場所につきましては町の方では一切色々な誘導なり関与はしておりませんので、これはあくまでも舟和会の中で検討して決めた事でございますので、町ではそういった誘導等は一切していないということをご理解願いたいと思っております。

委員長： 質問者をお願いですけども、予算審査の特別委員会ですので、町の使用料、町有地を使用する事に対する使用料に関する質問で結構ですけども、あまり飛躍した質問にならないようにお願いします。

1番： 今言われたような指摘の方にずれる可能性があるのですが、質問のタイミングをまた次期に変更します。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、一般会計の質疑審査を終結します。

第1款 議会費

委員長： 一般会計歳出に入ります。第1款 議会費の読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第1款 議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第1款 議会費について質疑審査を終結します。

第2款 総務費

委員長： 続いて第2款 総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第2款総務費の質疑に入ります。

4番： それでは32、33頁の1目一般管理費の中の時間外勤務手当700万円、この700万円についてあらかじめ想定される時間外業務というのはどういうものなのか、15人で700万円、これ月換算でしていくと一人40,000円弱位になろうかと思えます。その業務についてお伺いします。

総務課長： 一般管理費の中の時間外勤務手当700万円計上しておりますけれども、これは総務課の15名の職員ではございませんので、全職員分の時間外であります。基本的に時間外につきましては、災害時でありますとか、選挙また別に予算が参ります。委託で参りますけれども、通常の業務については割り振りとかそういう感じで対応しております、あくまでも当初予定してないようなものに対して、特に町長の方からの命令でありますとか、災害時でありますとか、そういったものに対してここで見ております。あと土曜日とか日曜日とかいろんな行事、イベント等ありますけれども、そういう場合は25%支給ということで、代わりの日にまた休みを取ってもらうということで、なるべく議会の方からも時間外合わせて人件費等の抑制ということ言われておりますし、町長の方でも総人件費は抑制していくという基本的な考えがありますし、また議会の決議と致しまして、職員等の人数についても色々要望等ございますので、まずその範囲内でやっておりますけれども、他の町村に比べまして非常に金額は少なくなっていると思えますし、また恒常的によく遅くまで電気が点いているという指摘もされている事もございますけれども、やっぱり年々業務量が増えている中で職員も大分言葉悪いですけども、平均年齢が48才ということで35市町村で一番年齢も高くなっておりまして、それも1時間当たりの時間も高くなるということもございますので、なるべくその辺りも勘案しながらその毎年700万円ここで計上させておりますけれども、それを各課に配分してそれぞれ各課長さんをお願いしてその範囲内で何とか協力をお願いしたいというようにやっておりますので、本来であればもっと計上すればよろしいのかなと思えますけれども、町長等の給料も削減している状態ですので、職員につきましても昨年と同様のこの金額で何とか頑張っていきたいと考えております。

4番： ここに前に15名と書いてあったので15人かなと思った訳ですけども、職員全体で700万円ということでしたら、ある程度は理解はしたいと思えます。この職員についての資質なり業務なりそういった点で同じ業務を例えば10人にやらせても早くできる職員と早くできない職員、早くできない職員は残業になってしまうと同じ業務ですよ。やはりそういった指導力と言いますか、先輩が後輩に仕事を教えていくとかそういった面で改善の余地があるのではないかなと思う所もあります。そういった職員指導ということは偏にここにいらっしゃる課長の皆様方の能力にかかってくるんだと思えますけれども、そういった職員指導をどういった形で適材適所も含めて、こういった残業費を抑制していこうという取り組みをしているのかという所を再度質問させていただきます。

総務課長： ここ何年か職員の採用を控えたという感じがしますけれども、今回新年度から5名の方が新しく仲間に入って来て業務と一緒にやる訳でありますけれども、あくまでも採用時点で本当に優秀な能力の高い、または人間性の豊かな人を採用していくのは基本ではないかなと思えます。一度採用しますと、辞めさせるということは基本的にできませんので、そういった意味でなるべく同じような能力の方が斎藤議員さんおっしゃるように同じ仕事で同じ時間で帰る訳でありますけれども、中にはいろんな性格の方がおりますし、同じもの1回やっても3回やらないと気が済まない方もおりますので、その辺りは勤務時間決まっていますので、その5時15分になったら基本的に役場を退庁すると言いますか、そういった流れを作っていくかないと、いつも明かりが点いていると電話も総務課の方に頂く事もありますけれども、当然その方はいろんな事情があって仕事をされている訳ですけども、外部の方から見ますとそういった事分かりません

ので、毎日電気が点いている事しか見えない場合もありますので、また職員の健康等も管理もありますので、あとは自分の資質向上のためにある程度自分でも努力、研鑽も必要になって参ると思いますので、その辺りは総務課の方でも色々対応致しますけども、課長さんとも連携を取りながら、そんな事がないようにと言いますか、皆さん同じように仕事ができるように配慮の方はしていきたいと考えております。

8番： 同じく32頁の一般管理費についてお伺いします。町でも集中改革プランに則って職員数の、適正な職員の定数削減に真剣に取り組まれた結果に対しては、厚く御礼を申し上げたいと思います。24年度の当初の職員数と臨時職員、それから25年度の当初4月1日現在との職員数の数と、それから臨時職員の数、もし分かりましたらお願いします。

総務課長： 24年度は79名でスタートしまして、今年退職される方が前の産業振興課長含めて7名になりますので、そして今回新たに5名の方が入ってきますので、差し引きしますと平成25年4月1日から77名で出発する体制になっております。また、臨時職員等の方につきましては若干内部で変更する場合がありますけども、大体施設関係、学校関係の皆様ほとんど臨時の職員で対応させて頂いております。約70前後いるかと思っておりますけども、また25年度につきましてはこれから配置と言いますか、職員と同じように内示をしまして、その段階で明確になると思っておりますけども、大体昨年と同様の、あと学校等が統廃合になりましたので施設の方も若干少なくなるかと思っておりますけども、昨年を若干下回るような数字になるのではないかなと思っております。職員と同じように一斉に内示をさせて頂きたいと考えております。

8番： 臨時職員に対しては今回舟形小学校が統合になった関係で各小学校に採用された臨時職員の方が大幅に削減される訳です。その削減された臨時職員の就職活動なり、いろんな面のこれからの新しい職場の進路面に対して、何か町としてはアドバイスなり手助けをしているのかどうか、その辺お伺いします。

総務課長： 先程も4番議員さんの方からもご質問ございましたけども、町の方でも若あゆ温泉の方の公社の方と、町の南部商工会の方で緊急雇用等で一応少しございますので、そういった情報を伝えながら、もし本人が当然今までの職場と環境違う場合もあるのかなと思っておりますけども、もし本人がそれをいいと希望すればお願いしたいということで、教育委員会とも色々相談しながら本人の方にも、そういったものを伝えておりますので、そういった受け皿と言いますか、なるべく地元でできればと考えておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番： 私から2つ程質問させて頂きます。町長が給料削減と30%ね。その中で多くマスコミ等新聞等でどこそこの町長さんが減額した分を子供さんのために使うとか色々あるのですが、まず町長の減額したものを目に見えるような使い方しているのか、漠然とされたような事なのかその一つと、それから課長の総務課長として答弁した毎日電気点いている訳です。毎日残業している訳です。これは本当にいろんな方から町民から指摘を受けているんです。例えば、我々議員控室でも時間が来れば日中電気消します。そういう中で、この間も時間ちょっと私も夜非常に出ていく事が多いんですけども、9時、10時はざらですよ。7時、8時位までのものは分かるのですが9時過ぎても煌々と電気が点いております。中で何をしているのかなということで見たい時はスライドが下がっているんです。スライドが開いている時もあるんです。スライド開いている時はみんないるのかな、その位もう一回産業振興課長という立場からその辺をしっかりと職員の教育ではないのですが、本当にそんな毎日毎日残業させているのかということで、この2点ご質問したいと思ひます。

総務課長： 町長の給与につきましては当然一般財源でございますので、議員さんが言われますように何々と明確になればいいのかなと思ひますけども、一般財源の中でやっておりますので、ちょっと見えないという実情がありますけども、そこは町長と相談しながら何か積極的にPRするのもどうかと思ひますし、財政全体そのものを健全化に向けて、町長の意思で削減しておりますし、また他町村によっては全然削減されてない所もございまして、市町村の取り組み方がそれぞれ多様でございますので、これは町長の意思で決断して頂きましたので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目につきましては、毎回ご指摘されている訳でありますけども、前の課長もずっとそういった話を注意している訳ですけども、私の方でも兼務させて頂いておりますけども、なかなか向こうの庁舎の方に行く時間が少なくて大変申し訳ないなと思っております。再度議会の方でそういった指摘事項があったということを本人に直接伝え、また何故恒常的にしていかなければならないか等も含めてしっかり話をして、4月からはそういう事のないようにしていきたいと思ひますし、また電気料金も舟形町の場合容量大きいものですから、大幅に15、16%位電気料金が今度上がっておりますので、毎日毎日ということでそういっ

たものにも響いて参りますので、そこは職員の健康管理等も含めて、また事務量の平準化等も含めて話し合いをして本人としっかりと話をし、そのような事なるべくないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

5番： 分かりました。町長さんの方には町長個人が自分から申し出て減額しているということで大変申し訳なく思っているのですが、折角そういう事でやるならば、これは子供のために使うんだとか、これは困った方に使うんだとか、そういう姿が見えれば尚町長の思いが上がるのではないのかと思います。

それから、2点目の事は個人的な事でもあるだろうし、ただ漠然と役場で毎日残業しているのかということになりますので、そこら辺もしっかり対応して頂きたいと思っております。以上です。

7番： 私から45頁の防犯対策費の中の工事請負費178万5千円、LED化ですけども2年間で170箇所実施するという事で予算の概要12頁の主な業務というので2番に記載なっておりますけども、1箇所ですと22,500円かかる予定ですけども、これ場所はどちらの方から170箇所ということは、地域と地域間の防犯灯だと思っておりますけども、70箇所というどちらの方から工事にかかるか。

あとLED化すれば電気料が幾ら安くなるのかお聞きします。

まちづくり課長： まず170基の内、70基分を来年分に実施したいと考えておまして、それらについては今長沢の方からすべきか、堀内の方からすべきか検討しております。というのは、やっぱり器具の耐用年数の問題もありますので、その辺の調査から入らないといけないのかなと思っております。ただ、管理上も申請も必要ですのでバラバラにできませんので、どちらの方向、真ん中から行くと色々あると思っておりますが、それについては今の段階では検討中ということでお答えをさせて頂きたいと思っております。

それから電気料でありますけども、ちょっとお待ち下さい。電気料でございますけども、町の方へは蛍光灯で20ワット対応のやつとそれ以上の大きいやつとありますが、基本的には小さい方で申し上げますと、年間1灯について468円安くなるというようなカタログデータでございます。なので、それに当初は70基かけたものが施工してからでございますが、安くなるということでございます。

7番： 2ヶ年で170箇所整備するという事ですけども、その他にも町内で管理している街灯ありますね。街灯も町内では結構何十箇所持っている集落もあると思っております。それも老朽化して、この雪で傘が折れたりしている箇所もありますけども、その今後集落でそういう要望があればLED化すれば補助、無料とか何割補助とか考えているかお聞きします。

まちづくり課長： 今、現在町の方で持っている防犯灯整備の補助要綱につきましては、工事費の30%について町の方で助成をするということで実施をしております。これにつきましては、町内会長さんの方からの要望で通学路、人が歩く時に暗いということで連合町内会さんの話し合いの中で街路灯をいっぱい点けましょうということで実施をしております。集落と集落の間は町、集落内は地域ということで、今まで実施をして来ました。今の所は、町の要綱の通り30%で実施をしたいということで考えております。地域の方で今回昨日もお話したかと思っておりますが、地域作りの話し合いのための補助金を予定しております。そういった話し合いの中で地域の負担もございまして、地域の中で防犯灯についてはどこから直していくかと、やっぱり老朽化しているものもあれば、新しく作ったものもございまして、地域の負担もありますので、そういった話し合いをして頂いて、どこからどのようなペースで進めていくかということは地域で決めて頂いて、町では30%の補助金ということで、今の段階では考えております。器具についてはLEDはだんだん年々安くなってきております。昨年もメーカーの方でかなり値段が定価が下がっておりますので、これが自分の地域ではどの段階で入れればよいのかということについては、地域の方で話をさせて頂いて決めて頂ければと考えております。

委員長： 質疑の途中ではありますがここで午後1時まで休憩を致します。(11:55)

委員長： それでは午前中に引き続き会議を再開致します。(13:00)

6番： 私からは、32頁の一般管理費の中で臨時職員の賃金というのはありませんが、ただここに書かれている臨時職員損害保険料、臨時職員社会保険料として上がっておりますが、臨時職員の賃金はどこに上がっているのでしょうか。

総務課長： 35頁の3の総務一般管理費の中の事務筆耕雇上賃金として800万6千円を計上しております。

6番： 800万6千円でしょう。これは事務筆耕雇上賃金となっておりますが、800万円でこの今の臨時職員約70名いるという話ですが、これは全体の賃金ですか。全体の賃金で、あとはもう一つは臨時職員の社会保険料1,322万円となっておりますが、この件はどうなっているのか説明お聞きします。

総務課長： 大変失礼致しました。800万6千円を計上しておりますけども、これは総務課関係の雇上賃金でありまして、後で款項目出て参りますけども、それぞれの課の方に臨時賃金等の賃金を計上させて頂いております。それから総務課の方で一括して、臨時職員全体の損害保険料でありますとか、また社会保険料、健康診断等ありますけども、そういうもの総務課の中で一本で計上してありますけども、それ以外の賃金につきましては、それぞれ教育委員会は教育委員会、保育所関係は健康福祉課ということでそれぞれ課の方で賃金の方は計上させて頂いております。

3番： お願いします。38頁2の1の5、39頁の方にありますけども、公共施設耐震化事業、いよいよ庁舎の耐震化始まるようでございますが、今回計上してございます工事費1億5千万円、この事業代金でどの程度まで工事ができるのか、工期と今年度の内容についてお伺いします。

総務課長： 役場の耐震調査以降、随分時間が経ってしまった訳でありますけども、その間も設計屋さんの方と逐次現場見てもらいまして、これまで設計の方積み上げてきた経過があります。大体設計もまとまりまして金額も何とかこの工事費の範囲内で行っていくということで、今準備をしております。基本的には、仕事をしながら多分1年位かかるとは思いますけども、一部作業によっては部屋若干中で移動するのかなと思いますけども、普通の役場の業務を続けながらその中で少しずつやっていきたいとします。大きいものにつきましては以前にも説明したとしますけども、外付けのブレースと言っ、よく罰点印でなっている補強はやりまして、一部コンクリートの支柱等の強度が出ないの何箇所かありますので、それを破壊工事しながら巻き付けピッチを狭めてするとか、補強を出すように致します。それから、一部壁等が入っていないのがありますので、新たに1階の部屋の方ですけども、壁を立ち上げる所もありますので、そこはあくまでも震度7度以上の地震が来たとしても建物に対する影響がないようにということで、そういった範囲で対応をしております。音とか、粉塵とかいろんな問題がありますし、また地域住民の皆さんにも迷惑のかからないようになるべく工程が分かりましたら、事前に協力を要請しながらやっていきたいと考えています。

3番： そうしますと、今回の1億5千万円の予算の計上で、ほとんどの庁舎の耐震化は全て終わることですよね。あと合わせまして、今課長から答弁ございましたが、職員の移動もしなくても大丈夫だということですが、大きな機械も入ってくるようでございますので、今の時点でも手狭な駐車場でございますので、そういう工事において住民が来庁するに支障をきたす事がないように、合わせまして何らかの形で町民にはっきりした工期と注意事項をきちんと知らせるような体制を作りたいと思います。

4番： 同じ款項目、39頁の下ですね。公用車購入事業1,500万円。ちょっと大きい数字になっているのでどういった公用車購入か質問致します。

総務課長： ここで1,500万円計上させて頂きましたけども、これは町営バス等更新と、町長車1号車、町長が乗っております車です。耐用年数が非常に来ておりますので、前回就任する前も乗り換えも話した件があるんですけども、キロ数とかまた車そのものが古いものですから、なかなか修理するにしても部品等が調達困難だという時期に来ておりますので、今回新年度予算と町用車と町営バス2台分、町の町営バスです。大変失礼しました。総務課でありますバスの方です。それ1台と1号車町長車2台を計上させて頂きました。

4番： そうだろうなという想定はしてございましたけども、町長車に関してはもうそろそろ私の中ではいいんじゃないかなと思っておりましたから、出し方として別々に一緒にじゃなくて、別々に出して貰えれば非常に分かりやすかったかなと思います。このバス購入、或いは町長車購入に関して、また入札を行うのか、或いは例えば1件は入札するけれども、1件は舟形町にあるキリウ等考慮して、そしてメーカー選定をしていくつもりなのか、私はそのこれは町長車に関してはキリウという、要するに自分の町にあるなら自分の商店街を使って買おうという延長戦上で、そういったメーカー選定でもいいのではないかなという考えを持っておりますけども、どういった購入の仕方を考えておりますでしょうか。

総務課長： これまでも公用車につきましては、例えば車種等選定しながら、今キリウさんというお話出ましたので、町の方でも公用車につきまして日産関係を使わせて頂いております。また、バス等につきましては色々リクエストがありますので、そういった要望に従っていくということで始めから車種を指定して、それを扱っている町内の業者さんの方にもそういった入札のチャンスと言いますか、入札に入らせて頂いておりますので、あくまでも車種を指定しながら、地元の業者の方に入札参加して頂く。一部町外の業

者も入る場合もありますけども、基本的に町内の業者を優先にして入札に執行を行っております。

6番： 48頁の縄文の女神についてご質問致します。昨年も縄文の炎祭とか、いろんな事業を展開して参りましたが、そんな中でのぼり旗と言いますか、店の前にしている縄文の女神というのぼり旗がある訳ですが、あれが商工会の方々から苦言を呈されております。ということは、どうして全員に渡さないんだという指摘を受けています。これは、町民として店を構えているの方々から見れば、我々も応援して縄文の女神を宣伝するつもりでいるんだと、一部の方だけが縄文ののぼりみたいなものを立ててしているというのはもってのほかだというご指摘を受けております。その考えと、もう一点は縄文の女神に関して何とか、町おこしのためにフルマラソンでもやったらどうかという声もあります。これは舟形町を、どこ走るか別にして42.195kmという長さを走るには、それなりの道路の問題とかいろんな考えながら計画はしなくてはいけないと思うのですが、そういう考えが今後あるのか、或いは山形県でのフルマラソンというのほどこかありますか。東根辺りではさくらんぼ、或いはフルマラソンかどうかわかりませんが、あまりないと思います。そうした中で県と山新、山交辺りとも連携しながら、フルマラソンをすると素晴らしい宣伝はなるし、素晴らしい事業でないかと私なりに考えております。その辺をお伺いします。

まちづくり課長： まず、1点目の方についてお答え致します。のぼり旗については町の方で作って、それで商店街さんの方にお渡ししているというのではなくて、商工会さんの方で作って組合員の方を中心に渡されているのではないかと思います。今回この予算の中では、そういったのぼり旗というのは予定をしておりますが、その辺については産業振興課の方で商工会を担当しているので、そちらの方と連携しながらその辺について、どういった経緯でそうなったのか調べて対応して参りたいと思います。

教育長： フルマラソンの件につきまして教育委員会の方の立場からお答えさせて頂きたいと思います。以前ですけども、3番議員さんの方からも、具体的にその観光と体力増進、それらも含めまして町のPRという形での提案がありました。教育委員会としても、フルマラソンをという形の中で内部の中で検討した経緯があります。県内においては、フルマラソンをやられている市町村というのは数多くありませんけども、実際問題として今やられている所についても、なかなか参加者がフルマラソンの場合ですと多く得られないという所があります。それはマラソン大会という名を借りまして、10kmコースとか5kmコースとかという形の中でやっている管内でもありますが、そういうものもという形になって来ているのですけども、どうしても道路事情の問題とか何かありまして、教育委員会の方としても警察との関わりの中で、その所実施までに持っていくという所の話の詰めまでが、やって来られなかったというのがあります。今、新たにそういう形で提案されましたので、教育委員会でもその所今後検討させて頂きたいなと思います。

6番： 最初の問題ですが、これは同じのぼり旗でも何個とないという指摘を受けました。同じ蕎麦屋をしている近辺の人から見れば、「私の方の店は県内外からのお客がいっぱい来ますよ。」と。逆に言えば、「普通の商店よりまだまだ私の方が宣伝効果がありますよ。どうして、片方だけにやってしないんだ。」と私は苦情を貰っております。だからそういう姿が同じ宣伝をするならば、同じ歩調を取りながら、やりのぼり旗でも何でもしなくてはいけないのではないかなという感じがする訳です。

フルマラソンですが、県の宝、町の宝でもありますので、県とも相談しながら、そして金額的なもの、東京マラソンは20,000円だそうです。参加料。まず、だから10,000円を目指しても、そういう経費はかかるでしょうが、私はそっちこちのマラソン見ますと相当参加者が多いと。教育委員会で検討した結果、人数が難しいのではないかとこの見解も出していますが、人数は相当集まるんじゃないかとこの予想がされます。その10,000円の経費でどこまでするかということも課題はあると思うのですが、宣伝効果から見れば山新、山交などと提携しながらできればその辺の進んで貰いたいなと思いますが、町長の見解もお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 商工会さんの方についてはちょっと確認してみないと分からないのですが、商工会の仕事の中で自分達の会員のためにやっている事業なのかなと思います。従いまして、商工会さんに入っている方であれば、旗も必要に応じて配布されているのかなと思います。商工会さんとその内容等を確認してみないと分からないのですが、そういう事であれば商工会さんの方に入って頂ければ、そういった旗も配布になるのかなと思います。その辺を確認をさせて頂いて、なるべくそういった方向でなるように、商工会さんの方に働きかけたいと思いますけれども、一つは町の方でやっている事業ではございませんので、ちょっとその辺については確認をさせて頂きたいと思います。

町長： 縄文の女神が国宝になりまして、町のみならず最上郡一円でこのPRやりましょうという町村会でもお話もありました。今回の予算でも大分、看板は10箇所位でしたか予算を盛りながら、とにかく看板を設置してPRをしましょうという考え方でまっております。

マラソンでありますけども、私も昔から町内訪問駅伝大会のような形でなくても、何らかの形で地域が盛り上がる、町内会が一心同体になるとものが昔は大分行事があった訳でありますけども、少子高齢化の中でなかなか難しいという面はありますけども、そういう昔の活力と言いますか、活性化というものを思い出しながら、マラソンというものも一考ではないかなと思っていますので、フルマラソンになるかその辺は教育委員会とも十分検討しながら町民の体力向上という面で考えてみたいと思っています。

4番： 同じ項目で縄文の女神遺跡跡地整備等事業で、その中の都市再生整備計画策定調査業務委託料450万円ということで、まずどういった整備計画を委託しようと思っているのか質問致します。

まちづくり課長： 都市再生整備計画につきましては、国土交通省の補助事業になる訳ですけども、昔はまちづくり交付金と言われたものでありまして、補助事業が40%の事業であります。町道、水道、それから下水道そういったものが必ず入っていなければならない必須要件になっておりますけども、遺跡地の所には町道もございますので、その要件が満たされるのではないかとということで、そちらを計画書を練って採択を受けるための計画書を策定するというございます。今考えているのは、遺跡地の整備関係をするための補助金を入れるためにその事業をするということと、エリアを指定しますので縄文のエリアを中心とした所について、いろんな事業を展開するというございます。これにつきましては、防災無線の更新もありますけども、これらについてはこのエリアの指定の関係で町内全体は難しいのでありますが、エリアの指定の関係ではそれらも対象になる部分があるということございますので、それらについても実施計画レベルの方で事業計画を立てなければならないので、金額的には大きくなっているということございます。基本的には縄文の女神の遺跡地の整備関係、それから必須要件である道路関係を整備するというございます。その他まちづくりに関するものであれば大概のものは付くというような補助事業であります。それらを、今から必要なものについて精査をして、今考えているのは先程言った遺跡地整備、それから防災無線、それから町道関係をまずは最低その部分については、計画書を練って採択を受けたいというように考えております。

4番： そういう事業の中で、これ業務委託料となっておりますので、どういった事業者へ委託しようと、させようと思っているのかなという所があります。というのは、去年でしたか、教育委員会の方だったか、ちょっと定かでないのですが、縄文の遺跡の跡地のグラウンドデザイン的な絵、整備計画の絵を我々に提示されております。つまり、ここでこの整備計画とダブって、それぞれ違う案が出てくるのではないかと私は思ったんです。そこら辺の話し合いなり、整合性なり委託業者との連絡なり、そういった点を町では精査しておりますかという所を再度質問させていただきます。

まちづくり課長： 縄文の遺跡地整備関係については、県と町の委員会もありますけども、その委員会の中でもいろんな課の方でばらばらしてはいけないのではないかとご意見もあまして、25年度からはまちづくり課の方で遺跡地関係の全体のコントロールをなさいたいということで町長の方から指示を受けております。従いまして、今いろんな各課の方で考え方、例えば産業振興課であればいろんな商品開発とかやっている訳ですが、それらについてはそちらの方でやって貰いますが、全体のコントロールについてはまちづくり課の方でやると考えておりますので、そこら辺の整合性についても取っていくということあります。

それから、絵を描いたものを見ておりますけども、それらについては一つのたたき台として委員会にも上げる訳ですが、県と町の委員会の方でも芸工大の先生がおりまして、そちらの方にいろんなイメージを作って頂いて、ご提案を頂くようにもお願いをしております。それが、3月27日の西の前遺跡の環境整備広域検討委員会の方でご提案をされます。それと事業計画、先程言った都市再生整備計画と合わせまして、それらの段階でどういう方向性、どういう整備計画ということがはっきり決められた段階で議会の方にもご提示をしたいと考えております。そういった事で、全体的なコントロールは今度はまちづくり課の方でやるので、その辺の行き違い、それから二重委託とかそういった事にはならないと思います。

都市再生整備計画の策定の業者については、全国的に都市再生整備計画を策定した事がある実績のある業者を選定して発注をしたいと考えております。

3番： 戻ってすいません。44頁2の1の13防犯対策費でございますが、今年度320万円程計上になって

ございますが、確か昨年辺りから話がありまして、堀内駐在所が今年度廃止になると、舟形と一緒に新しく建設したいという話がありましたけども、ここには全然予定の額が盛り込んでないようでございますが、その堀内駐在所の廃止の事と統合した後の、その駐在所の場所と言いますか、その辺りの話をお伺いしたいと思います。

総務課長： 舟形駐在所さんと堀内駐在所さんの方で統合しまして、そして新たに町内に1箇所設置するという山形県警察本部からの駐在所の整備計画の交付になった訳でありますけども、来年度私達の方でも着工等の準備をしなければならないということで、町長の方でも県の方に出向きまして、用地等のいろんな交渉をした経過があった訳でありますけども、この間警察本部の予算担当の課長さんから電話頂きまして、県の方でも県警本部は県の財政当局に予算要求する訳でありますけども、県の方でも財政事情が非常に厳しいということで、今回は舟形の統合の駐在所の設置につきましては、残念ながら予算獲得する事ができなかったと、そういった報告を頂いております。最上管内では最上町さんとか、庄内の方2件はなったようなんですけども、最上町さんにおきましても何年か足踏みしたような状態で、ずっと待機の状態が続いていたということで、そちらの方は採択になった訳でありますけども、舟形の方は残念ながら今回予算付かないということで、再度用地の提供も町の方と情報交換しながら進めておりますので、県の事業でありますので、当然県の方で設置等の予算を確保する訳でありますので、初め県の25年度そういった方向に向けて町の方でも協議進めましたけども、残念ながら県の方で獲得が難しいという正式に電話頂きましたので、また次年度以降の設置になるのかなと思いますけども、引き続き県の方と連携を詰めながら用地等については検討していきたいと思っております。

3番： 用地の方は分かりました。そうしますと、堀内駐在所が廃止された後には舟形の駅前1箇所に2人体制で常駐できるということでしょうか。今堀内の駐在所さんは富長地区全般を回ってございますけども、全部舟形に来てしまうということになれば堀内の方は手薄になるし、富長地区も手薄になるということがございますので、その辺りの今後の体制はどういう話になっているのでしょうか。

総務課長： 25年度のその後の体制については、正式にはまだお話を伺っておりませんが、基本的には堀内駐在所につきましてもそのまま存続すると思っておりますし、舟形の駅前につきましてもそのまま存続すると思っております。計画では25年度に設置して新しくなった建物に2人体制、そういった話を伺っておりますけども、それはあくまでも既存の今設置されている以外の所に新たに用地を求めてそこに新たな施設を作った段階に2人体制になると聞いておりますので、今回は県の予算の関係で不可能になった訳でありますので、25年度はまず堀内、舟形は今の現在のままの体制になると思っております。

8番： 38頁のまちづくり推進費の中でお聞きしたいと思います。当初予算の概要の中で9頁になりますけども、まちづくり推進事業の中で地域課題発掘事業となっておりますが、350万円の予算置いておりますけど、この内容をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： これについては、25年度から事業を展開したいと考えておる事業であります。今までは地域の発掘事業ということで話し合いについては10万円限度ということで、イベントについては2分の1、50,000円限度ということで事業展開しておりましたけども、去年座談会をしてみますと色々な地域の問題があります。今回地域作りの話し合いだけでなく、全般的なソフト事業について全般的に各町内会の方で、色々な地域支え合い的な除雪の問題とか、それから防犯等の問題、それから高齢者の問題、それから今まで事業展開しておりました介護保険とか個々の関係で、3年間30,000円ずつ交付していた事業も終わる地区があつて、そういったものも大切で今後も続けたいということでありますので、各地区10万円を上限として、ソフト事業を皆さんの地域の問題を解決するために、話し合いをして欲しいということで25年度から展開をするものであります。地域は高齢化とか色々ありますけども、地域の方は若干過疎になっていく部分があるかと思いますが、心だけは過疎にならないように話し合いを進めて明るい地域を作りましょうということで、今回から展開をするものであります。

8番： 町内会の活性化に繋がる的を射たい事業だと思います。ただ、ここで35集落全部にこの事業を展開したいという話でありますけども、各町内でも町内会長さんのご支持がありまして、なかなか取組に難しい地域もあるかと思っておりますけども、この中でこの事業が円滑に進むように町職員で担当制を決めて、地域の問題発掘のための手助けという考えがあるのかどうか、その辺お伺いします。

まちづくり課長： 今回学校も統合する訳で色々な問題が発生すると思っております。そういった事でこういった事業も展開しなければならないのではないかとこの考えもありまして、予算を盛り込んだ訳です

が、来年度25年度につきましては今の所、地域おこし協力隊を2名から3名体制にしたいと思います。その3名の中で、特に統合する地区についてはそういった対応、地域のコミュニティの創造ということで、その3地区に特に重点的に地域おこし協力隊の方から担当をして頂いてやりたいということが一つと、それとこの事業を展開する上で、今委員さんが言われたようになかなか事業を作り上げていくのは難しい所があると思いますので、そういった所について特に地域おこし協力隊の方から力を頂いて実施をしたいと考えております。その段階で、地域おこし協力隊にまだ難しい、まだ無理があるということが出た場合についてはもう一人地域おこし協力隊を年度途中でも追加するという事も検討をしております。

2番： 39頁であります。公用車の購入事業について質問したいと思います。最初に購入する車の内容がバスと町長の公用車ということですが、昨今の燃料の高騰、または地球環境の事を考えますと、電気とかハイブリットとかいろんな車が出てきております。そういった中で、今回購入しようとしている車は、そういう事を配慮した形での購入になっているのかということが一つ。

もう一つは使用についてであります。やっぱり町の活動の中では、車の台数は足りないと考えます。そういった中で、町長専用車という使われ方ではなくて、共用車という形で町長が使わない時には、町全体の中で使っていくということで対応していくのが、一番効率の良い使われ方ではないのかなと考える訳であります。そういった所で、車の環境に対しての配慮とか使われ方等について、もう少しみんなが使えらる形で考えたらどうかということでもあります。

総務課長： 町の方でも選定については当然ハイブリットという言葉も出ましたけども、メーカーさんによって私達の方で求めているような車種にハイブリットがあるかどうかという問題もあるのですが、今の1号車ですと大体リットル当たり4kmか5kmしか走らないということで、非常に効率が悪いですし、他の議員さんがおっしゃいましたように燃料がすごく高騰しておりますのでなるべく燃費のいいもの、安全性に配慮したもの、また1号車は特に長距離を使う場合もありますので、普通の公用車とは違いますし、または町長の公用と致しまして、朝早かったりとかまた夜とか、言葉悪いですけども24時間体制を取らなければならないということもありますので、我々は1号車と呼んでおりますけども、1号車につきましては誰彼も自由に使うというのはちょっと如何なものかなと考えております。どうしても車がない場合は当然そういった事も必要かなと思いますけども、何かあった場合は町長が優先的にいつでも使えるとそういった体制だけは取っておきたいと思っております。

また、車種等の選定については、今奥山議員さんから言われた内容は、なるべく時代に合ったようなそういった車を選んで購入したいと考えています。

2番： 只今の答弁した課長の内容は間違いありません。というのは、当然町長が専用、優先的に使う、これは当たり前であります。ただ、ずっと使うのかということです。出張等があって使っていない場面もある筈ですね。そういった時にはやはりみんなが使えらるような、共用車として使えるような車の利用方法というものをもう少し頭を柔らかくして考えていくべきではないかと感じます。そうしてまた、行政が率先して環境に配慮した車ということを是非とも考えて購入進めて頂きたいと思っております。そういった所で、もう少し使用について幅広く、また緩やかに使える事で検討できないか再度質問します。

総務課長： 今、奥山議員さんから言われた内容も検討していきたいと思っております。ただ、基本的には私の方で先程申し上げた基本的原則等ございますので誰彼も1号車に乗って、例えば果たしてそういった事がふさわしいかという問題もありますし、その1号車に乗って町内を、例えば別の課の方で職員が運転して行った場合はかえって外部の方が違和感と言いますか、そういった事が逆に言われるのかなということもありますし、ただどうしても車のない場合とかは検討致しますけども、やっぱり一線を引いて対応させて、まだ管理等の問題もありますので、誰彼も運転はするものではないのではないかなと思っておりますし、また町長の専用の運転手も付けてありますので、とにかく24時間いつでも対応できるということでそういった使い方をさせて頂きたいと思っております。また、他の議員さんの意見も参考にさせて頂きたいと思っております。

4番： 42、43頁の企画開発費の一番最後の項目の再生可能エネルギー設備等導入推進補助金ということで、今年度も300万円あった訳ですけども、来年度も300万円ということで計上されておりますけども、その実績はどうであったかということと、その実績を踏まえて今回300万円と上げてきたと思っておりますので、どういった事をやろうかと考えているのか質問致します。

まちづくり課長： 町の方では、他町村よりはずっと再生可能エネルギーについて、町民の方が実施する補助金としては、最上管内では一番充実している状況であります。町の方では太陽光、雪氷熱、大地熱、

木質バイオマス、焚きペレットチップボイラー関係であります。そういったもの。基本的には、省エネ化のものについては何でも対応できるようにしましょうということで、補助要綱を定めている所であります。実際に24年、今年度から実施をしておりますがやはり雪氷熱、大地熱そういった関係は難しくてなかなか実施されないようでございます。今現在は、ペレットストーブが4台、薪ストーブが4台、それから太陽光が1台、そういう実績になっております。失礼致しました。今年度についても昨年度同様の件数を考えております。太陽光については1キロワット当たり30,000円を、6キロワット分18万円、雪氷熱が1件100万円、大地熱が1件100万円、木質バイオマス、薪ペレットチップボイラー関係については平均をして、今までの導入の平均をしますと大体82,000円程度でしたので82万円を計上しまして、合計300万円というように積算をしております。

4番： 昨年ペレット4台、薪4台、太陽光1台で雪氷熱、大地熱は難しかったという答弁ですけれども、多分この内容では300万円という金額の補助金は出すには至っていないのではないかと私は考えている訳です。それを前提にして言いますと、予算は沢山付けたけれども、有効的には使われなかったという印象が強いんです。それで、今年はどういう計画を立てておるんですかと。これは再生可能エネルギーに補助金を付ける。最上管内で随一だという回答であれば、それ位に見合う位の予算が足りなくなってもっと付けなければならないという位の勢いで導入と言いますか、予算の執行の仕方があるのではないかなと思っておりますので、もっと啓蒙を上手くして、或いは大地熱、雪氷熱で使われなかったと言っている予算を、もっと薪ストーブやペレットストーブに使いたいという人がいなかったのかとか、そういった所の検証が必要なのではないかなと思っております。そういった所も踏まえて今年はしっかりと、この300万円という予算が有効的に使えるというそういう意味での先程の答弁だったのかどうか、或いはもっと気合を入れて予算を執行するという、そういう事なのかどうか再度質問致します。

まちづくり課長： 先程言いました太陽光が18万円とか、そういった積算の根拠を言いましたけれども、これは300万円の枠全体の話でありますので、ペレットストーブ、薪ストーブそういった需要が、今の所舟形町ではありますけれども、そちらの方で需要が来た場合については、その300万円の中で対応してまので、断っているケースはございません。なので、特に住民の方に支障を来している事はありません。PRについてどうなんだということがありますが、やはり今うちの方で考えているのは省エネに相当理解のある方でない、家を改造してするということについては、厳しい面もあるのかなということと、それからペレットの供給体制と言いますか、そこら辺についてもいろんな各町村でやられているものから、不足関係も気になるということがあるようでございます。ただ、町の方としましては県の方もこういった制度がありますので、それら等も含めまして有効になるようにPRももう少し充実をしていきたいと思っております。

それから、最上地域の再生可能エネルギーの協議会も昨年発足しまして、各市町村の方でも積極的に公共施設の方に取り入れて欲しいという要望がありまして、その改修をする、そういった時には十二分に検討していきたいと思っております。

それから、新しい家を建てる場合に最初から暖炉を作ることがあろうかと思っておりますが、それは新たに導入するという改修の補助金ではなくて、新たに新築の関係の補助金等で対応しておりますので、新築の方でももしかしたら暖炉を取っている方もあろうかと思っておりますが、そちらについては新築の関係の若者定住促進補助金とかそういったもので対応しておりますので、そういったものも含めればいろんな活用が舟形町の場合はできるのかなと考えております。そういった事、再生可能エネルギーはそこだけですけれど、改修を含めるとリフォーム補助というものもあります。県の補助金も町の補助金もありますので、どちらの方がいいのかという選択肢も住民の方には取れるようになっておりますので、いろんな対応が舟形町の場合はできるということでご理解を頂きたいと思っております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第2款 総務費について質疑審査を終結致します。

第3款 民生費

委員長： 次に第3款 民生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第3款 民生費について質疑に入ります。

7番： 65頁ですけれども、母親クラブ活動事業の中で15万円の計上ですけれども、23年、24年は39万円程ありました。半分以下になった訳ですけれどもその内容をお聞き致します。

健康福祉課長： 母親クラブは従来今年度までですと、舟形小学校で実施しております学童保育の母親クラブ、それから富長小学校で実施しております学童保育の母親クラブ、それから堀内小学校で実施しております学童保育の母親クラブが3団体ございました。25年度からは統合小学校になりまして、学童保育も統合小学校で行うということなので、1母親クラブということで3分の1に減になっております。以上です。

4番： 56、57頁の2目の障害者総合支援金ということの中で質問致します。ある障害を持つ父兄の方から障害者の働ける施設、或いは場所がないかということで問い合わせを受けました。では探しておくからということと言ったのですけれども、そうしましたら県の方で障害者を雇うということで2名だったか、3名だったか雇うということで新聞に出て、その記事を渡したんですけれども、そういった関係で県ですけれども、行政側もそういった障害者の雇用という面について、一歩足を踏み出してきたなと私は感じたんです。そこでこういった障害者支援等の予算を使って、舟形町でも1名や2名位の試しと言っては失礼ですけれども、そういった方をどういった場面で使えるのかという、そういう模索等をして行ってもいいのではないかと感じたものですから、そういった考え等ないかどうか、検討の余地があるのではないかなと私は思っておりますけれども、その辺の所を質問致します。

総務課長： 佐藤議員さんからご指摘ありましたが、各事業所におきましては国の指導と致しましてそういった身体的にハンディを持った方、障害者の方を例えば全体の何%以上を雇いなさいといった指示が来ていますし、その雇う率が今回改正になりまして、若干%が上がったと思っておりますけれども、そういった指導も受けておりますので、町の方でもすぐということいきませんが、そういう基準を守っていきたいと思っておりますし、また役場だけでなく、それぞれの事業所でも同じように一つの法律でありますので、そういったハンディを持った方の雇用の拡大ということで、社会全体としてまず取り組んでいかなければならないと考えておりますし、町としても法に則って対応していきたいと考えております。

4番： 少し前向きな答弁だったと思っておりますけれども、やっぱり事業者に投げてしまうと、どうしても事業者が本当に仕事ができるのだろうかとか、もし万が一何かあったらという部分があるかと思っております。それが積極的に採用しようと思っている事業者ならばそこは乗り越えられるでしょうけれども、その部分を検証する意味でもやっぱりこういった行政側がある意味また大変失礼な言い方ですけれども、こういったような分野で使えるのかと、そういう事見る上でも少し1人なり2人なり臨時雇用もありますし、そういった事を前向きに考えていってもいい時期なのではないかと思っております。是非そういった面で数多くとは言いませんけれども、少しでも門戸を行政側から開いていくという検討を是非して頂きたいなと思っておりますので、こういった答弁になるか分かりませんが、答弁を聞いてみたいなと思っております。

総務課長： 今議員さんから言われましたように、町の方で具体的にそういった相談と言いますか、直接受けた事はありませんけれども、役場の業務内容も本庁関係とか出先機関とか学校関係等多岐に渡っておりますので、果たしてこういった業務ができるかも含めまして、また福祉関係の専門の方もいらっしゃると思っておりますので、なるべくそういったハンデのお持ちの方にも門戸だけはきちんと開いていきたいと考えております。

1番： 58頁、老人措置費707万円、その内容をお聞かせ願います。

健康福祉課長： これは新庄市にございます神室荘という老人福祉施設がございます。ここに入居されている方に関わる措置費を計上させて頂いております。

1番： それは有料的な老人ホームなのかなと思われましても、何のための費用かよろしくお願ひしたいと思っております。町でも他にもえんじゅ荘なり、ほなみなり介護的なものはあるんですけれども、そこに要支援的な形の中での方々がちょっと行き先がなくて困っていると、えんじゅ荘の中に結いの家という形で生活困難な時期、短期間での入所できるスペースはありますけれども、通年を通してはできないという形があります。しかしながら、なかなか家族で見守る事も厳しい状況のある環境にも置かれている場合、是非有料的な老人ホームを町外に頼むような形である姿と、もう一つは舟形町にそういう例えば保護できる環境の場の設定をできるだけ早く設けて頂ければという考えがあります。そういう形の中で、もし今後そういう考えがあるとなれば、それを伺いたいと思っております。

健康福祉課長： 24年度現在で、神室荘に入居されている方は4名です。従いまして、予算の4名の方

分の措置費ということでこの額を計上させて頂いております。

それから後段のお話ですけども、確かに介護保険法に該当する方についてはそれなりに介護保険法での在宅サービス、居宅サービス、施設サービス等ございますけれども、介護保険に該当しない元気な高齢者についてはどうするかということかなと思うんですけども、現在ですと舟形町ではえんじゅ荘に併設しています結いの家というのが9世帯分、個人分が8世帯、それから夫婦世帯分として10名の方をお入れてできるような経費、アパート的な所ございますけれども、冬場になりますと充足率が高くなります。夏場はやっぱ個人で生活環境も良くなるのでできますけれども、ただ今後そういう施設をどうするかというお話については事業者、法人関係の事業者であるかどうかも含めまして、色々今後検討をさせて頂きたいと考えている所です。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって第3款 民生費についての質疑審査を終結します。

第4款 衛生費

委員長： 次に第4款 衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第4款 衛生費の質疑に入ります。

3番： 72頁の4の2の1、73頁の一番上にございます最上地域広域市町村圏し尿処理経費負担金ということで内容的には最上町にあるし尿処理場の解体の増額ということでございますが、何故増額になったのかについて伺います。

総務課長： 最上町には処理施設があった訳でありますけれども、今回解体して解体した費用を8市町村の方で分担する訳でありますけれども、いろんな解体に伴う法律等も整備等ございまして、思った以上にお金がかかったと聞いております。2億円近くの経費がかかったということでありまして、それを今回8市町村で分担していくとそれぞれ負担金をしていくということで、この金額が舟形町の場合ですと1,673万8千円の分担金になったと伺っております。

3番： 解体する話は前からあった訳ですよ。解体費用に2億円も増えるというのはちょっと計算ミスと言いますか、試算不足ではないでしょうか。大体舟形町で大きく1,600万円も負担しなくてはいけないというその辺りの見通しと言いますか、その辺は全然なかった訳ですか。

総務課長： 広域の方でも専門に担当する職員がいますし、解体等につきましては当然入札等をやって手順踏んだとは思いますが、特に普通の建物等につきましてもリサイクル法とか解体、昔と違いますがそれぞれ分類していかなければならないとか、そういったものもちょっとあって高くなったのかなと思いますし、またし尿処理という特殊なものでありますので、そういった周辺への衛生面の配慮でありますとか、そういったものも思った以上に高く付いたのかなと思いますけれども、その辺り広域の方から内容等について資料を頂いて、また機会がありましたら内容等について私の方で説明をさせて頂きたいと思っております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第4款 衛生費についての質疑審査を終結します。

第5款 労働費

委員長： 次に第5款 労働費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第5款 労働費について質疑審査を行います。

4番： それでは質問致します。この緊急雇用対策費を使つての雇用人数、或いは緊急雇用対策ですから緊急でなくなった場合、つまり今日本の経済が良くなって来ているという報道も随分なされてきておりますけれども、そこら辺の打ち切りの見通し等を町ではどのように見通しているのか、そこら辺の所を質問致します。

総務課長： 今佐藤議員さんから言われましたように、これはあくまでも緊急的な対応であります。若者の方で正規就労なかなか就けないとか失業率が高いということで緊急の手立てをしている訳でありまして、今の所は25年度で回る予定になっておりますけれども、または25年度で様子を見まして、どうなるかは

これからまた検討するのではないかと思いますけども、今私達の方ではまず25年度、これでまず最後と今の所は考えております。

委員長： 総務課長もう一回お願いします。

総務課長： 人数、歳入の時にもちょっとご紹介致しましたけども、直接雇用は1名、委託、例えば商工会さんでありますとか振興公社さん、それから舟和会さん、合わせて9名、合計で10名を予定しております。

4番： 人数の件は失礼しました。25年度で終わる予定ということ、今年度で終わりということですけども、このまま日本経済が良くなっていけばこの緊急雇用対策も当然終わるのではないかなと私はずっと考えております。やはりそういった時に先程も質問しましたけれども、その対象になった方々の再雇用先への対応というものを準備しておく必要があるのではないかなと思うんです。そういった点で、再度そういうアフターケアという点で、町ではケアをもう少し力を入れてやるべきではないかなと考えている部分あるものですから、そこら辺の答弁をもう一度お願いしたいと思います。

総務課長： 先程もお話をしましたけども、町内の業者は当然企業懇談会等がございますので、なるべく雇用枠を拡大して頂くとか、または新庄最上地域でもそういった連絡協議会等がございますので、特に工業団地、福田山始めありますのでそういった所で雇用の拡大をお願いしていくとか、例えば新しい内閣になりましてから景気がちょっと上向いたというお話もありますし、また民間等につきましてはベースアップ等、手当て関係ということで意義ある回答が出ていますので、議員さんおっしゃるように少し明るいような経済の見通しがありますので、それを受けて各企業におきましても雇用の拡大を広めて行って頂けるようにいろんな機会、当然町長の方からいろんな機会にお願いして行って頂きたいと考えております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、これをもって第5款 労働費の質疑審査を終結します。

第6款 農林水産業費

委員長： 次に第6款 農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第6款 農林水産業費の質疑に入ります。

6番： 私からは84頁の水産業費についてお伺いします。皆さんにお手元の資料の用紙をやっているとありますが、それを見て頂きたいと思います。今、お手元の資料に合っている通り鮎の数量です。これは今まで下の方に書かれているものが500kg、190万円。これは町の中での補助体制の中での数字です。そして、ずっと数量を足して見ますと、3番目の数量です。これ舟形町分が1,425kg、最上町分が1,867kg、この時点で442kgが舟形町分が少ないんです。だから、舟形町で500kgをこれで町分としてすれば925kgしか舟形町中では放流しておりません。その実態を町としてどういう考えでいるのかなと私は不思議でなりません。そして、その他に上部1番目の方にニジマス、ヤマメ、イワナというのがあります。この金額が約134万5,500円。この分は最上町の冷たい地域に放流する魚属です。この松原まで本当は舟形地域じゃないかと言った所が松原からはどこで放流しているかは知りませんが、この分は瀬見の方に近いものだから、遡上するという意味で最上町の放流となっているようです。だから、平均しても1,646kgが放流になる筈です。その他に舟形分として500kg出せば2,000kg以上放流して、最上町と同等の権利を有する訳なんです。そして、1kg当たりの計算をしますと、稚鮎の値段は3,800円位で1kg当たりなっているようです。こういうような舟形町、前にも質問された中で稚鮎の放流に携わって職員が掲載しております。その写真で検査をしている様子を私は見ました。写真だけは、ただ、写真判定だけで放流している実績と比べて、中身の実績はまるっきり違うのではないか、その辺は町としてどういう対応をとるのか。町の実績が500kg多くしていますよという実績はどこにも来ていないんです。その辺どう考えているのかをお聞きます。

産業振興課長： これは昨年度の小国川の漁業協同組合の方で、特に鮎に関しまして放流と言いますか、順次5月、6月から放流して行ってる場所と、稚鮎放流の数を書いていると思います。左側の方が舟形で右側の方が最上町になるのかなと思いますけども、今大場議員さんの方からご指摘ありましたように、町の方でも190万円の補助金、放流のための補助金を計上しておりまして、毎年実施しております。

また、以前にも大場議員さんの方から、最上町の放流の事業費補助金が舟形町の約10分の1になっている訳でありますけども、それで前の担当課長の方でも最上町の方で交渉するよといったやりとり私も

聞いておりますし、今回も私の方でも兼務ということもございまして、最上町の方ともお話ししましたけども、何とか20万円を倍の40万円位まで補助金を上げて頂けないか、そういった話を県の方と一緒にした訳ですけれども、それはできないと断られた経過がございます。

数につきましては、舟形の分が補助金に見合った以上に放流数が少なくて、逆に最上町の方が舟形町よりも相当数多く放流されている訳でありますけれども、これ考えますと放流数でありますけれども、最上川から順次富田、長者原ずっと天然の鮎が遡上して参りますけれども、水が冷たいとなかなか上流まで天然の鮎も遡上して行かない訳でありますし、そういった意味でこれまでも組合の方のいろんな検討がありまして、どこの河川でも同じように鮎が釣れるようにということで、天然鮎がなかなか遡上しづらい最上町の上流の方につきましても赤倉までなっておりますけれども、このように数が多く稚鮎を放流して、また下流の方は天然鮎がある意味では若干の年々によって数量に相違はあるかなと思っておりますけれども、そういった長年自然環境等配慮しながらこういった放流の実績になったのかなと思っております。

また、町の方でも職員が写真等で確認はしている訳でありますけれども、これは漁協さんの方で正式に総会に出している資料でありますので、この数字等には間違いはないと思っておりますし、当然いろんな補助金等も入っておりますので、この数字は確かなものだとは私と考えております。ただ、数量等につきましては今申し上げましたように町で云々するよりも組合は一本になっておりますので、河川はずっと繋がっておりますので、河川全体を配慮してどこに行っても満遍なく鮎が釣れる、そういった平等に配慮して放流の数が若干上流分の方が多くなったのかなとは思っております。確かに、大場議員さんをご指摘されますように舟形町の分、最上町分と言いますと非常に理不尽な感じも致しますけれども、これはあくまでも一本の川でございまして川全体を考えた場合はこういった手法というもの、長年漁業組合の方で経験を踏まえて放流されていると思っておりますので、これに対して町の方で意見と言いますか、なかなか言いづらい面もあるのかなと思っております。そこだけご理解をお願いしたいと思います。

6番： 課長の答弁はありふれた答弁ですよ。昔の放流は、その代わりに最上町にニジマス、ヤマメ、イワナというものを特別に放流しているんです。赤倉から向こうには。鮎が育たないからそのために最上町にそういう低温でも育つ魚を放流しているんです。だから逆に言えば、この舟形町500kg分が引くと半分しかしてないということなんです。最上町から見れば。だからその辺が妥当か、最上側から上がってくる、遡上する時と遡上しない時があります。そういう結果論だけは課長は言うけども、昔は同等に放流は決めたんです。舟形町分、最上町分と。その代わり、最上町は育たないから別のものを放流しましょうと昔からのやり方なんです。だから、500kgを舟形町がしなければ900kg台でしかないというそのものが私は納得できない。だから、追跡調査していろんな検討をして漁業組合に申し入れるとかいろんな姿が必要じゃないかと思うんです。ただ単に町で500kgを放流して金をやりますよという姿では、写真判定は全然分からない。人が一つのバケツに大体100kgまで入らないと思っております。一回の放流で。そういう姿で役場職員が写真撮って放流している。これは舟形町分ですよとしても、写真判定だけで量も分からないし、何も分かる訳がないんです。だから、こういうデータを元にどういう訳でこうなっているのかと、折角190万円も補助しているのだからそのまま納得すると私はもってのほかだと思うんです。もっとそれなり精査しながら漁業組合にその実績をきちんとした報告をしながら、そして補助を出すべきだと思うんです。毎年例年の事で毎年毎年やっているだけに過ぎないと思うんです。今後の課題としてどのような課題を乗り切っていくのかその辺伺いたいと思っております。

産業振興課長： 実績はお手元の資料、私ものの総会資料昨年頂いて来まして、当然その中の一部でありますけれども、町の方でも補助金等はいろんな農業団体、任意団体含めて補助金を出す訳でありますけれども、それは検査は町の職員が全部行ってできるかと言うとなかなかできない面もありますし、また現場それぞれで対応している場合もある訳でありますし、また件数が非常に多くなってきておりますし、これ1回でやったのか、何回かに分けてやったのかもちょっと分かりませんが、漁協さんの方では誠意を持ってそのkg数なり、また現場での写真等を提示していると思っております。ただ、議員さんおっしゃいますように、ただ町の方で190万円を補助金出して、知らんぷりしては絶対いけないと思っておりますし、この昨年度の放流事業、今年度も当然今作業も始まりましたけれども、同じようにやられる訳でありますので、議会の方でもこういった議論になったということを組合長を通じまして、また実際に放流している検査のあり方等も含めて、補助金を出す担当の産業振興課の方でこういった形でそれをどう確認するかも含めて、組合の方と関係者の方と相談致しまして、きちんとまず放流されているかどうかも含めて確認をしていきたいと思

ます。また、水が冷たいということで業種別で色々ニジマス等ありますけども、どうしても鮎だけが目が行きがちですけども、そういった魚属等につきましてもこれまでの経過がございまして、その水質なり環境なりに合った魚属を放流していくということで、小国川漁業協同組合のそういった法に基づいた、使命に基づいてやっていると思いますので、そういった経過等も含めて確認をさせて頂きたいと思います。

委員長： 質疑の途中ではありますがここで休憩を取ります。(14:21)

午後2時40分まで休憩します。

委員長： それでは休憩前に復し、会議を再開します。(14:40)

質疑の前に先程の衛生費の質疑の中で総務課長より追加の答弁がありますので、お願いします。

総務課長： 先程3番議員の斎藤さんの方から解体について約2億円というお話をしたところ、ちょっと高いんじゃないかというお話がありましたけれども、今休みを利用して事務局からFAXで送って頂いたものがお手元にあると思いますけれども、あくまでも見積でございますので、これを参考にして新庄最上地域の業者を選定して入札行為に入ると伺っております。ですからこれは当然、超えることはありませんけれども、金額はだいぶ下回るんじゃないかという最上広域の担当のお話でありましたので、参考にして頂きたいと思います。今の段階では見積でございます。

委員長： それでは第6款農林水産業費の質疑を続けます。

6番： 84頁についてお伺いします。今まで最上町が20万円しか補助していないということで、いろんな最上町との話し合いをしてくださないと私は何回も要望してきました。ところで昨年でしたが、最上町の町長に私が会ったときに聞いた話は「私のところには一切話は来ていませんよ」と断られました。私は中身を言って「町長、あなたの町ではこういうふうになっているんだ。我々は190万円も出して放流しているんです。あなたの方では20万円しか出してない。同じ流域を持つ中で、おかしいんじゃないですか」と町長に進言した訳です。その辺を検討するために舟形町との合同の会議をして下さいと念を押して今まで進めてきたはずですが。町長が知らないということはおかしいんじゃないですかと。ところがその後、町の職員の話聞きますと今県と合同で水利問題、漁業組合の中身として県と合同でいろんな会議をしていますという報告を受けておりますが、それでも先程の答弁を聞きますと、それ以上は値上げはできませんという町の対応だという話を聞きますと、余りにも最上町は赤倉の問題があるにしても、これはおかしいなという感じがします。県が中に入っているとすれば、その辺の調整と言うか、その辺が当然あってしかるべきではないかと思うんですが、その辺の考えはどう思っているのか、お願いします。

産業振興課長： 先程も大場議員さんからもご指摘されましたし、前回も舟形町と最上町の担当者同士の話合いが全然これまでこの検討がなされてこなかった訳でありますけれども、今回は小国川漁業協同組合の漁業権もございまして、これが10年間でございます。これが更新時期に来ておりますので、舟形町、最上町、それから最上総合支庁の担当者の皆さん、農林水産部の水産室の方、その関係者が入りまして、小国川は舟形町と最上町にまたがる訳でありますけれども、漁場の環境整備等の計画も作っていかねばならないということで、今年になってから3回ほど正式な会議をしております。当然のその中には小国川漁業協同組合の組合長を始め、関係者の皆さんも入っております。また明日も打ち合わせを組合長を含めてやる予定にしておりますけれども、あくまでも小国川を守るという立場もありますし、また魚属、鮎等を含めた環境整備やっていくということで県の方、専門家が入りまして、舟形町としてできること、最上町としてできること検討してできることを含めて10ヵ年の新しい漁場の計画を策定しているところであります。今までそういった会議等が一切なかったということ自体が不思議な感じがしますけれども、これまでのことを色々反省しながら川1本でありますので、行政等の立場の違いが若干あることは事実でありますけれども、それでも行政として川を守るという使命もございまして、お互い歩み寄って定期的に会合を進めております。正式な第4回目の会議は3月末あたりに日程を調整しておりますけれども、今までにないぐらいのそういった緊密な会議、県のお力をお借りしながら進めておりますので、そういった放流数の若干の違いはありますけれども、そういったこともその中で話を進めながら、進めて行きたいと思っております。大場議員さんがご指摘されましたように、これはあくまでも今までの恒例として、組合の方はこういった書き方をしておりますけれども、町の方で補助金を出す訳ですから、あくまでも舟形町の方だという補助金、そういった支出の仕方も可能ではないかと思っておりますし、最上町は最上町で自分の河川に放流する金額は少ないんですけれども、それは最上町の方だということでお互いに割り切っていけば、事業の目的を達成することも可能なのかと考えておりますので、そのあたり、新年度が始まりますけれども、補助

金の出し方についても190万円を計上しておりますけれども、どういった出し方がよろしいか、検討させて頂きたいと思います。

6番： 今課長も心配しているいろんなことを前向きな予算でがんばっていると思うんですが、先程も言ったように、あまりにも放流の数の誤差があり過ぎると。何回も言うようですが、最上町は1,800kg以上、舟形町は1,400kg、500kg含めての1,400kgしかしていないんだという事実は間違いはありません。それを同じぐらいの放流をしなければ、何のために舟形町が放流しているんだと。誰しもが考えるんじゃないかと思うんです。ましてや最上町はそれだけの金しかおろしていないのならば、それなりに数が少なくてもいいんじゃないかと。普通に考えればそうなるんじゃないですか。漁業組合としても、一緒にそうやって小国川を守ろうという中で一人ですれば放流の自体から違ってもいいと思うんですよ。それが逆になっている。そういうものが私は納得できないんじゃないかなと。そういうものをもう少し開拓しながら、漁業組合とも話し合いをしながら、そういう旨を伝達しながら、舟形町はそれだけの190万円の予算化しているものの実績をきちっと出して頂きたいなと私からお願いしておきます。

7番： 私から81頁の若あゆ温泉管理費の中で、先般工事請負費は説明頂きましたが、その中の下のあゆっこ村周辺の施設備品購入費とありますけれども、その管理というのか、前にも質問させて頂きましたけれども、ナラ枯れ、コテージの回りのナラ枯れ、果樹園の枝折れ、雪の被害とか、そういう備品の購入と今言ったナラ枯れと雇用の対策と言うのか、そういうものはどういう考えなのか、お聞きします。

産業振興課長： 若あゆ温泉の備品関係ですけれども、コテージのエアコンも何台か故障しておりますので、エアコンの改修をさせて頂きたいと思います。それから非常灯が不備だということで検査の時に一部指摘されておりますので、指摘された事件について不特定多数の方が利用しますので、この予算で対応させて頂きたいと思います。

若あゆ温泉周辺のナラ枯れ等については、調査しながら検討させて頂きたいと思います。

7番： 今朝は私時間を取ってコテージの回りを見てきたんですけれども、ナラ枯れも上の方にありましたね。松が一本あります。松喰い虫と言うのか、直径50cmくらいのもので松が一本立っているようでした。あれが道路とかコテージの中に倒れてきて被害があった場合、建物は災害保険に入っておりますけれども、天災となればまた問題が出てくるんじゃないかと。今の雪があるうちにやっていた方がスムーズに行くのではないかと私なりに思っております。果樹ですけれども、この3、4年豪雪対策本部を設けて、去年も質問させてもらって、今年は全然枝を掘った後もないし、あのまま伐採したらいいんじゃないかと前にもお話したんですけれども、農林関係の補助金があつてできないという答弁でしたけれども、今後枝がないと果樹はつかないと思いますので、枝が無くなって幹ばかりになって、その対策と言うのか、出荷するような努力と言うのか、どういうことをやっていくのか。

もう一つ、温泉の中に今の休憩場所の上あたりに2階を上げて、見晴らし台、憩いの場所という声が温泉を利用している人の中には今の所でも眺めは良いんですけれども、2階に上がれば眺めも良くて、良い景色が見られるんじゃないかと思っています。そういう考えがないか、お聞きします。

産業振興課長： 若あゆ温泉周辺の果樹、特にりんご等につきましては、なかなか土壌等の関係とか、肥培管理等の関係もあつたのではないかと思いますけれども、思うように収穫に至っていないのが現状ではないかと思っています。初めての提案でありますけれども、2階を上げて、見晴らしと言いますか、確かに1階の休憩室からも見られますけれども、さらに2階からと言うとすごい眺望になるのかなと思います。まして8月に30万人を達成するという予測をしておりますので、そういったものも含めながら、温泉の役員会でも検討しながら、当然予算等も伴ってきますので、すぐにできるかどうかご返答はできませんけれども、そういったご提案があつたということは役員会でも話しさせて頂きたいと思います。

まちづくり課長： 今眺望のお話が出た訳ですけれども、今回町の方で県に申請しまして、眺望景観資産という制度を県で作っております、今回先般の全協の日に県の方でプレゼンをしてきました。委員さんからは異論がないということで、舟形町の温泉のテラスから見た眺望が県の方の眺望景観資産に登録されることになりました。県の方では3番目の資産になります。いろんな面で県の方でもPRして頂きますし、冊子にも載るようなことになります。その委員さんからいろいろ言われたのは、そこだけでなく、山の上の方にも東屋を作って景観を見られるようにしておりますが、そこら辺の説明看板とかをもっと整備する必要がありますよというご意見を頂いております。そこら辺については、眺望景観資産に正式に県から告示になって町の大きいプレートが来る訳ですが、それが来た段階でいろんな看板の表示の仕方とか、

山の上から今委員さんが言った2階の方もありますが、山の方に上れるような小道と東屋を作っておりますので、その辺の看板と道の整備、そういったものを今回資産に登録されたことをきっかけにある程度検討していかなくてはならないのかと考えております。山の方に上って頂いて、県内でもいろんな山が見られるのは舟形町だけなんだそうです。県の方で景観を指定している山々、いろんなものを作ってはいけないと指定している山がある訳ですけども、それがほとんどみられるのは舟形町だけなんだそうです。そういったことで登録を契機にそういったことを考えて行きたいと思っていますので、そういったこともPRしながら上の方から眺めて頂くように整備を考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

5番： 81頁の中山間地域等直接支払交付事業費の中の支払交付事業の中の下の下の補助金、5,532万4千円の中身について。例えばこういう事業をするのに補助金を出すんだとか、できれば大きい事業があったら2、3教えて頂きたいと思います。

産業振興課長： 中間直接支払交付事業5,532万4千円ですけども、この目的と致しましては耕作放棄地の防止でありますとか、農業生産の不利条件を補正するための補助金であります。また水田等の多面的な機能もございますし、水田の維持保全を図るということで舟形町の場合ですと、30集落で、急傾斜とそんなに険しくないということで二つに分けていますけれども、急傾斜の方が178haが該当されているんです。緩やかな傾斜としまして228ha、合わせて406haにつきまして補助金、国・県が4分の3、町が4分の1ということで面積に応じて補助金を支払っております。事業をするとか、そういったものではないようであります。

産業振興課農政班長： それでは私の方から少し補足したいと思います。このお金の使途については各集落で個人配分に行く分と協働で行う分とに分かれます。協働に分かれるものについては、例えば水路の改修等々について使ってもいいよと。機械の共同購入に使ってもいいよというふうにはなっているところです。あくまでも先程課長が言いましたように、荒廃する農地を持つてはいけないという条件がありますけれども、そういった形の中で農地を守っていくために必要なものに使っては良いということで、逆に使って悪いということが少ないと感じているところです。以上です。

5番： わかりました。それでは逆にこういうものに使ったんだよという報告はなされているんですか。そしてその団体なり、個人なりにこういうものに使いましたというような報告を受けたときに、事務局と言いますか、産業振興課の方では確認をしているのか。例えば領収書をそろえているとか、写真を添付しているとか。そういうことがあったら教えてもらいたいと思います。

産業振興課農政班長： 事業等の経過報告ということの内容については毎年2月時期に各集落の会長さんと会計をしている方、2名に来て頂きまして、それぞれの曜日を振り分けしまして、その中で収支に関わる証明書なり、写真なり、さらには計画書なり、図面なりを持参して頂きまして、町で審査しております。審査したものは第2期、第3期に入っている訳ですけども、全ての書類をこちらで整備して保管しているところです。内容等について不備なところがあれば、県とも相談しながらご指摘して訂正させるという手段を執っているところです。以上です。

6番： 82頁の林業振興費についてお伺いします。第1点は減額の理由です。2,992万円という2千万円の有が減額になっている訳です。その理由と、前にもお願いしておりましたが、林道につながる作業道の陥没した所、不通になっている所の工事費の補助体制がどうなっているのか。事業費があれば何とかお願いしたいということと、毎回お願いはしているんですが、林道維持管理補助金、前の振興課長の時もずうっと言っていたんですが、見直しますという、補助金の見直しをずうっと言っているながら、旧態依然で同じ姿で補助を出している、ということは半分はボランティアの事業です。ボランティアするにしても、労務費、機械代いろいろなものがかかります。そんな中でこの度もそういう問題が出て、亀割山登山の刈り払い、伐採も含めて前回から値上げしているはずなんです。同時に林道を維持管理するにもボランティアが大半をしている訳です。だから維持管理組合の方々からは2割ぐらい何とかアップできないかという要望が来ております。そういう姿をどう考えているのか。

産業振興課長： 金額が2千万円減額になっていきますけれども、前年度で林道工事と伺っていますけれども、25年度はその事業がございませんので、その分が減額になっております。それから林道の維持管理、草刈りだと思えますけれども、管理組合の方と協議しながら半分は減額されるようなボランティア的要素もあるのかなと思いますけれども、20%アップという話がありましたが、経過については沼沢班長の方が

ら説明させて頂きたいと思います。

産業振興課農政班長： 林道の維持管理にかかる委託経費、補助金等でございますけれども、これについてはなかなか県の方とも協議をしながら、これにふさわしい補助金がないのかなということも精査しましたけれども、なかなか見つからない状況であります。ただ、25年度から新しい事業として名前は控えていなかったんですが、枝線の整備という部分についても作業道の整備についてもまとめて一括して該当できるという事業が出てきておりますので、それは後ほど紹介したいと思います。ので、今回は今までの作業道の賃金については変わらないんですけども、新しい事業で掘り起こしできる事業が見つかったということで、後ほど報告したいと思います。

6番： 林道維持管理費の増額について。

産業振興課長： 管理組合等の補助金につきましてはここで予算を計上させて頂きましたけれども、今まで大場議員がおっしゃいましたようにそれぞれの管理組合から要望が出ているということですので、そのあたり精査しまして、補助金で対応できるものについては検討させて頂きたいと思います。

6番： 今の要望はもう何年もなるんです。確かに夏の暑いときに草刈り、林道は長いものですから、両側を刈るということはすばらしく手間がかかる訳です。だから換え刃も必要だし。ただ予算の中で今までこういう要望が来ると言うことは、換え刃を買う金も出ないということなんです。何十枚もいる訳ですから。そうするといくらボランティアでも、換え刃くらいは何とか補助してくれ、というのがみんな協力してくれる方の話です。だからそれだけ、2割ぐらいアップすれば何とか改良できるんじゃないかと。そういう各林道組合の話し合いがなされますが、そういう要望がありますので、前向きにご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

5番： 81頁の中間直接支払補助金について質問します。この前質問したときに沼沢班長からは組合長なり、会長なり、集落で言えば町内会長ですか。それと会計と一緒に来て中身を審査してもらう。そして補助金をもらうと答えてもらったんですが、これは間違いないですね。確かこの中間直接支払いもかなりなりました。もう10年以上になります。ずっとそうして代表者と会計者が来て、領収書、工事内容の写真を添付して審査を受けて金をもらうというのは間違いないですね。はい、確認したいと思います。

6番： 74頁の農業委員会費についてお伺ひします。この度の予算の中では昨年まで職員が3人いたのを一人減らしたから1,075万円の減額になったとは思いますが、農業委員会として今まで3人でしたものが2人で大丈夫なのかという心配が出て参ります。その辺の説明をお願いします。

産業振興課長： ここに一般職員給与2名としておりますけれども、それぞれ目ごとに職員を配置しておりますけれども、予算の関係でここに2名しておりますけれども、必ずしも職員を1名削減するということではありまらぬので、予算の都合上、こういった配当をさせて頂きましたので、よろしくお願ひします。体制には影響いたしません。

6番： わかりました。やはり2人となっているものだから、1名減にしたのかなと。私もただ職員の能力が2人で大丈夫だという自信を持って出したのかなという感じがしましたので、まずよろしくお願ひします。

4番： それでは80、81頁、担い手等支援対策事業の青年就農給付金300万円についてもう少し詳しく答弁を頂きたいので。先程答弁がありました、昨年キャンセルした方が今年また新しくお産をされてから来るということですが、これは夫婦で1組、あともう1組いるということですが、割る2で150万円ということになるかと思いますが、この中で農業だけをやって、農業だけを体験させてやるのか、それとも片方は働きに行つて、応募した女性だけが農業に従事するのか。そしてもう一人の方は兼業で働きに行つて農業をやるという事業なのか。そういったところと、土地、どこでどういう土地でさせようとしているのか。或いは作物をどういうものを作らせようとしているのか、そういうところをもう少し詳しく教えて頂きたいなという質問でございます。

産業振興課長： 先程もちよつとお話ししましたけれども2人につきましては全く別々の方であります。女性1名と男性1名、住んでいる地域も違つております。家族等については農業を経営しておりますので、自分と所有する、そういう人を活用するのではないかと思います。また作物については沼沢班長の方からどういった作物を選定して進めて行くのか、計画があれば説明させたいと思います。

産業振興課農政班長： 青年就農給付金についてご説明したいと思います。この青年就農給付金については準備型と、経営開始型という二つの種類があります。今回該当しているのは経営開始型に該当してお

ります。準備型については2年間研修したりということで、技術を身につけるといえるものですが、経営開始型はすぐ農業に従事するという形になっています。従いまして今まで家庭で、お父さんがやっていたものを引き継いで実施するという方々がこの2名にあたります。従って作物は米プラスアルファの部分でありますし、もう1名についてはプラス果樹ということになっている農家の方です。冬の間については、今のところ農業についての作物をするという話は聞いていませんが、4月から11月、12月までの分の農業ということで経営をすることになっております。以上です。

4番： そうしますと、現在舟形町に住んでおられる方が親の農業を引き継いでやるための、とっかかりの部分で少しお金がないと農業を継承していけないだろうという制度だと今の説明で理解した訳ですが、年代的にはどのぐらいの年代なのか。参考までですけれども、若いうちからそういうものに展開を図ったのか、40代とか、50代になって親ができなくなってきたから、そういった制度を使って農業を受けて引き継いでいこうとなっているのか、そこら辺をもう少し詳しく教えて頂きたいと思います。

産業振興課農政班長： はい、この青年給付金の受け取る年齢の条件がありまして、45歳以下となっております。今回申請している方については一人が30代で、一人が40代の前半です。この方々が最長5年間の中で頂ける青年就農給付金という形になります。先程言いましたように二人とも、今までお父さん、お母さんがやっていたものを引き継ぐという形のものになります。経営の仕方としてはそんな形になっております。

2番： それでは74頁、水田農業対策費の水田農業構造改善推進事業補助金の中に、農地の集積支援対策145万円があります。そして80頁の13、担い手等支援対策事業費の中にも農地集積協力金520万円があります。おそらく出し手と受け手の支払いなのかと思います。その中で水田農業については元々規模を大きくしながら集積を図って、効率の良い米作りというものをやっていかないと、なかなか収支的に合わなくなっている現状の中で、各集落において営農プランを昨年作成したかと思いますが、その中で集積を進めるために営農プランの作成も含めて町でどういう働きかけをしているのか、どういうことをやっているのか、お聞きしたいと思います。

産業振興課農政班長： それでは農地集積関係についてどういう取り組みをしているかということかと思いますが、その前に81頁の農地集積協力金という項目で520万円という数字があると思います。この520万円については、ここで言う農地集積協力金は農業をリタイア、もしくは一部を貸し付けるという形の中での補助金が国の補助金から来る訳ですが、この方々になっております。手放した農地と言いますか、貸し付けた農地については、認定農業者、舟形町には75名いますけれども、さらに担い手農家舟形町では60人を指定していますけれども、135名の方々に貸し付けするとその農地が借りられますと、今度は借りてくれた農家の方に国の方で1反歩2万円の拡大補助金ですが、一人に支払われるという制度の中でここでの520万円となります。

もう少し言いますと、ここではリタイアした場合については0.5ha、5反歩以下の所有になっている農家の方には辞めたという場合には30万円、0.5から2haについては50万円、2ha以上については70万円というものがいますけれども、今回ここで9名の方が農地を手放したい、一部を貸したいという方がいますので、その方が520万円という形になっております。その前の農地集積については、新規で認定農業者や担い手の方に貸し借りをするというものです。先程の方はリタイアした方と、一部を貸すという方です。今度は作業委託、さらに農業委員会を通して作業受託をした場合については、町の方で単独予算で貸し手の方には3千円、借り手には6千円という1反歩あたりのものを払うのがこの75頁の中の主旨になっております。町では農地集積については、座談会等でももちろん農家の方々に周知しますが、農業委員会を通して、農業委員の方々からも随時自分の地域なり、自分の住んでいる地域の近隣なりに積極的に調査にも行って頂いて、指導して頂いていますので、その辺で農業委員会で毎年1回、総会を行って農地集積の実態を把握しているところです。

2番： 私の地元のことを話して大変失礼ですが、基盤整備が進んでおります。基盤整備を行った結果、当然集積が図られたということで、米作りについては飛躍的に省力化が図られております。そういった中で基盤整備が全部出来るかということになると、これまた費用面、農業に対する姿勢等でなかなか難しい面もある訳でございます。やはり集積を進めなきゃならないという場面の中で、もう少し強力で現状の田畑の状況の中で、集積というものを行政が全面に出て進めるべきじゃないのかなと感じる訳であります。そういったところで、来たから受けるじゃなくて、逆に営農プランの中でこういう形にしたらど

うですが、と提案をしながら、集積を進めて行くという手法を町の方で考えるべきではないかということなんです。そういったところでもう一度お答えをお願いしたいと思います。

産業振興課農政班長： 確かに農地集積は絶対今必要不可欠になっている内容になっています。そうしないと、農地も当然守っていけなくなるという形になりますけれども、基盤整備をやって、農業を続けるという方々が場所のいい所は進みますが、場所の悪い所が荒れてきているという現状がありますので、その辺についても、集積を図って担い手農家の方という形にも進めたいとは思っているんですけども、なかなかその担い手農家についても、今やっている農地の現状とか、自分が持っている機械の現状とか、いろいろありまして、拡大が進まない部分があるのかなと思います。が、町の方では農業委員会でも農地改正の変更もありまして、1年に1回は必ず農地をトレースしたり、調査したりということが義務付けられていますので、その辺の状況も把握して頂きながら、町の方でも農地集積についてはこれから積極的に進めていきたいと考えております。

1番： 76頁、77頁のほ場整備事業、今現在福寿野地区が事業が進行中で、ここに小松地区ほ場整備事業とありますけれども、ここには小松原田地区と本来であれば入るのではないかと思いますけれども、原田地区の事業が小松地区より1年遅れた状態で採択申請に向けて行っている訳ですけども、もしここに原田地区という名称が入っての事業で322万円という計上であれば、名前を付け加えて頂ければなという思いがあります。

それと共に同時に町長が常々言われていますように、舟形町は農業を再構築することが舟形町に必要という形の中で、先般の舟形町水田協会の再生協議会の中で、今舟形町で推薦しているネギ等の出穂状況、他の作物の出穂調整もやっておりますけれども、産地活性化支援事業の中でネギは特に3年間強調して推進していくという形の中で、24年度で事業は一時終了した訳です。その中で、この予算におきまして2年目だからネギの補助事業は単独でなくて全般的に同じような作物と並べる計画が当初はあったと思いますけれども、再生協議会の協議の中で会長の特段の配慮によりまして、今般も昨年の500万円には届かないけれども415万5千円という力強い前向きな産地活性化支援事業補助金の額を付けて頂きました。大変生産者の方はありがたく思っていると思います。その中で、今2番議員が言われたように、こういうものを推進していくのも荒廃しつつある農業農地を守るためにも、やはりほ場整備というものを全般的に行政主導の中で進めないと、なかなか舟形町の農地を守ることができなくなってくるんじゃないかということをごく感じております。先般最上町の農業委員と意見交換を舟形町農業委員会がなされております。その中でも、最上町でも中央は基盤整備したけれども、山間地域がどうしてもなっていない。そこには問題が二つある。地域がまとまらない。もう一つは20haという県の採択要件がどうしても届かない部分があるという形です。今般小松原田地区も単独ではなかなか、20町歩きりぎりだったけれども、二つが合体することによって面積要件も速やかにクリアできるという状況で進めております。ですので、是非集積を進めて行くためにも、舟形町の農地を守るためにも、町主導の推進をして頂きたいと思っておりますけれども、その面についてのお考えをお聞きします。

地域整備課長： 今1番議員さんが言われたように、小松地区ほ場整備事業となっておりますけれども、これに原田地区も含まれている訳です。今回の予算についてはその地区の設計委託料ということで、予算化させて頂いております。ほ場整備をして、集積をしていく訳ですけども、その地区の50%以上の集積がなされれば、7.5%の補助が出るとか、そういう条件をクリアしますと、地元負担金もほとんどゼロに近い形ではほ場整備ができるということでございます。やはり20ha以上ないと県の事業になって採択できませんので、地区自体で負担は伴うんですが、20ha以上を確保して県事業として進められる地区があればうちの方に来て頂いて、町の方からも行政指導が入って、そういう形で進めて頂くことでお願いして下さいということがあればうちの方から出て行って進めていくような形にしたいと思います。

町長： ネギでありますけれども、この前再生審議会をやりまして、私が座長でありますので、あの時に申し上げたのは、とにかく2番議員の質問もありましたけれども、ネギはまず大きな品目の中で当初1億円を目指しましょうということでもありますので、今予算関係がここに載っていますけれども、補正で昨年度並にやって1億円を目指して、そこからまた考えようというお話でしたので、そういうご理解をお願いします。

1番： ありがとうございます。ネギを主力とする生産者に強い支援ということで、前向きな姿勢でよろしくお願ひしたいと思います。

整備事業に関してですが、事例として若干紹介させていただきますけれども、農地を集積する予定で長沢地区で認定農業者の方に売りたいという農地を斡旋したところ、ほとんど買い手が見つからないという状況の中で、支援センターの職員の方が前の景観もあるが故に他町村の建設会社さんの方に話をかけてみたという流れで、田んぼは条件が悪いんですが、1反歩20万円というふうな、すごく低価格な状況で話があったと聞いて、農業委員会の方ではそれはちょっと待てど。どうしてもダメだったらそうするけども、あくまでも舟形町は舟形町の農業者で守っていくことが大前提じゃないのという話を持って、その話をストップさせている訳ですけども、いずれにしてもそれを図面を見たときには、ほ場を直せば、他が悪条件であっても、すばらしいほ場になるという状況の場所であります。ですから、是非舟形町の未来像を農業プランを作った場合には避けて通れない状況であると思います。是非強い、前向きな方向で基盤整備事業の推進並びに県、国の補助金にも20町歩以下の小規模であっても、今まで同様に国県の支援体制の中で基盤整備が整えられるような推進をこれからも是非して頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

8番： 78、79頁ですけれども、体験学習館管理運営費がありますけれども、2年ほど前第3セクター、指定管理者制度を作って山形にある管理者に管理委託をした経過があります。その中で今体験学習館がどのような運営をなされているのか、私勉強不足でよくわかりませんが、2年も経過したものですから、中間報告という形でわかる範囲で、どのような運営方法になっているのか、お聞きしたいと思います。

産業振興課長： 今ご指摘ありましたように、NPO法人で指定管理者制度で管理運営を行って頂いております。町で直接管理の時と同じように、地元の方が一人受付とか清掃関係で継続して使ってもらっておりますし、冬期間はそこは道路等の関係がありまして閉鎖しております。この間実績報告を途中でありますが、見たところ、対前年度と致しまして少しですが、1%には満たないんですけども、入館者と売り上げ等についても若干かつかつですが、プラスになったという報告を頂いております。NPO法人さんのいろんな役員等のメンバーのつながりがありまして、今まで町の方ではなかなか広範囲にできなかった新しいお客さんの誘致でありますとか、新規開拓とか積極的になされているようであります。また企業等の研修とか、学校の研修とか、広がりを見せているようであります。また何と言いますか、極端に人数が増えるところまではいっていないし、NPO法人さんでは年度途中から始まって1.5年分というか、そういった感じでしか進めていないと思いますので、町の方でも、産業振興課の方でも連携を取りながら体験学習館の利活用について進めておりますので、また雪が消えたら、3月末からオープン準備に入りますけれども、なるだけ少しずつ利用者やイベントにつきましても前年度を上回るようにこれからも支援していきたいと思っております。

8番： 管理指定者制度というのは、町で管理委託したのでは大変だから、少しでも町の財政を少なくするという形で管理指定者制度を利用して管理をお願いしているということでもありますけれども、管理委託料として346万5千円ほどの管理費を計上していますけれども、NPO法人さんに企業努力をして頂いてこの管理費が少しでも安くなるような方向に話し合っ、そして体験学習館の利用が活発になるように、町の行政も何らかの形で支援しながら、企画しながら携わって頂きたいと思っておりますが、その辺考えがあったら。

産業振興課長： どうしても若あゆ温泉の方に客が行ってしまいますし、また道路等の利便等もありますけれども、猿羽根地蔵尊を中心として猿羽根山の魅力もあると思いますので、猿羽根山周辺の整備等も含めまして、とにかくどんどん積極的に誘客を進めていきたいと思います、収益があがらないシステムになっていますので、ホームページとか、いろんなメディアを通じて利活用をこれからも高めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

2番： 80頁の第15目、農地・水・環境保全構造対策事業費であります。今回の議会冒頭の挨拶の中で、農地・水・環境事業の中で、昨年からの2期の事業がスタートした訳であります。その際に中山間とのダブリがないかということで、充分精査をしながら昨年からの事業が始まった訳でありますけれども、今回冒頭の挨拶の中で、6組織ほど中山間とのダブリがあったがために、今年度から止めたという話があったかと思っておりますけれども、一つは当然国のお金が入っていますので、会計検査の対象になっております。そういった中で昨年度当然もらって事業をしたところが中山間とダブっておったということで、この辺で返還ということはなかったのかというのが一つであります。そして1期から感じるの、今回は2期目に入ってから非常に町の関わりが薄くなってきているなという感じがします。特に感じたのが、2月に山形で農地・水の研修会があった訳です。その際に役場担当者は行っていますけれども、全部の組織に案内は出し

たということでしたが、舟形町から出席したのは福寿野から3名しかいなかったと。要は何を言いたいかと言いますと「出したから終わりだよ、後は行く行かないはその組織の自由だ」これはとりもなおさず町の農地・水に対する姿勢ではないのかと思います。そういったところで、非常に心配しているのは農地・水が毎年代わっていく中で情報提供が遅いと言うことがあります。そういったところでまず一つは中山間とのダブリの中で、昨年事業したところの返還等がなかったのか、また役場の指導が手薄になってきているのではないかとこのところをお聞きしたいと思います。

産業振興課沼沢農政班長： 第1点目のダブリでの返還はということですが、これは新しく24年度から始まった訳ですので、23年度までの分については返還は求められていません。24年度から始まったので、24年度で6団体が取り止めしております。組織を解散しております。従ってダブリはないということです。

それから研修会に3名しかいなかったということで、町の方でも手薄じゃないかという指摘があると思いますけれども、これについても、今年の農地・水の事業を受ける際の要件として、研修会に参加というのがあります。研修会は最上地区でするものもあれば、2番議員が言った山形での研修と、天童での研修等もあるという中で、必ず1研修会に参加しなければならないという条件がありますので、これは6月にも研修会があったということです。その時に行った方については、行かなくてもいいということではないんですが、一度参加すればそのものは参加したということで成果として認められるのですが、町としてはどの研修会にも参加して頂いて、自分達の地区のヒントになって欲しいという思いがありますので、参加が少ないということがありましたので、今後積極的に働きかけて参加して頂くようなことでお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

2番： 2期目に入ってから事業に対する姿勢がかなり薄らいできているという心配については、各組織の方々に国のお金を使っているんだという意識を持って頂かないと、後から会計検査が来てから5年分返してくださいとなった場合、非常に大きな問題になってくると考えられます。そういった中で、今年も含めればあと4年ある訳ですので、緊張感を持った金に使い方と言いますか、そこら辺をもっと周知徹底する必要があると思います。そういったところを、今後どういう形で周知を行うのか、お伺ひしたいと思います。

産業振興課農政班長： 中山間の事業と同じように農地・水についても今もしていると思いますが、12月から2月の間に中間検査というものも町で実施してそれぞれ先程言いましたように各団体の会長さん、会計さんをお呼びしてその内容を精査しているところです。その中に、これはまずい使い方ではないかということがあれば、先程言いましたように県と相談しながら、まずかったとすれば別の形で支出するという話をしながら書類の整備というものについて指導しているところです。今後もそのような形で指導しながら、先程2番議員がおっしゃった国のお金ですので、当然会計検査も来る訳ですので、その辺の対応についてもしっかり周知していきたいと思ひます。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声あり)

なしの声があります。なしと認め、第6款 農林水産業費の質疑審査を終結致します。

第7款 商工費

委員長： 第7款 商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第7款 商工費の質疑に入ります。

4番： 86、87頁猿羽根山公園管理の解体工事請負料についてですけれども、売店と無料休憩所の解体になろうかと思ひますけれども、どういった経過と必要性が生じての解体であるか、またその後に変更のままにしておこうとしているのか、或いは何かを建てたり、観光誘致のために何かに使おうとしての解体なのか、そこら辺の説明をお願いします。

産業振興課長： 猿羽根山公園管理費の工事請負費559万9千円計上させて頂きましたけれども、今の佐藤議員さんがおっしゃったように、売店の解体と背後にある休憩所、二つの建物を解体する計画でございます。そこは近くで見るとわかりますけれども、崖、急傾斜に建っておりますので、下からの支え部分が非常に危ない状態になっておまして、これ以上そのままに放置しますと雪等の関係で崩壊していく恐れがあるということで、その前に観光地にもなっておりますし、その建物をまず解体させて頂きまして、周辺の環境整備だけをさせて頂きたいと思ひます。その後そこに建物を設置するという考えは今のところ

はございません。そしていろんなことが見えますので、建物があるから今はそう見えないんです、無くなると崖が急になっていますので、安全面に配慮しながら柵を設けるとか、ロープを張るなどして、そこら辺の配慮には万全を尽くして参りたいと思います。

4番： そうしますと、跡地に関しては今のところ考えはないということですが、橋が無くなり、建物も無くなりということで、だんだん寂しくなっていくという印象があります。あそこはとにかく猿羽根山と言えどというほどの観光地であった訳ですが、「若あゆ温泉の方にどんどん整備施設も取られていく」という町民の声も聞こえますので、もう一つこ押しと言いますか、あそこら辺一帯の何か観光の目玉等を考えなくてはいけないんじゃないかと考えます。そういった意味では他にもありますが、物産館の整備或いは縄文の女神等の展示物の拡大等、誘致につなげていってはどうかとも思っているところですが、あそこを無くした後にロープではちょっとうまくないんじゃないかと思えます。きちんとして手すり等を設置して、人が転落しないという措置をしつつ、新たに縄文の女神等の観光地の一つの歴史観と言いますか、拠点として整備していくのがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

産業振興課長： 安全面には充分配慮していきたいと思えます。観光審議会等でもいろいろ猿羽根山全体の活用について検討している訳でありますけれども、どうしても温泉の方に目が行きがちですけれども、またそういった歴史的に好きな方は尾花沢から舟形を通して旧羽州街道を散策される方もいると聞いておりますので、また猿羽根山は猿羽根山の良さを醸し出すことができるようなことも考えていきたいと思えますし、民俗資料館もありますので、そこにレプリカがありますが、縄文の女神も設置なっておりますので、体験学習館とか、散策道路も整備されておりますので、その当たりをもう1回こ入れをしながら、今回二つの建物が無くなるのは非常に寂しい感じがしますけれども、さらにその後何ができるかも含めて観光審議会でも十分に議論を詰めていきたいと思えます。

3番： 今の4番議員の質問に関連と言いますか、私も確認しようと思っていたんですが、今の解体ですけれども、売店と奥の休憩所ということで、実は奥の休憩所については危険性はあるのかも知れませんが、あそこで相撲大会をやっております。その際の子どもの着替え場所として使わせてもらっていたので、あの建物が無くなると大変相撲大会に支障を来すと言いますか、外で着替えて廻しを付けろと言われればそれまでなんですが、そこまで考慮して、危険性はわかりますけれども、そこまで先を読んだ解体ということになったのでしょうか。

産業振興課長： 特に相撲場は着替え等で使っていた経過がありますし、中体連とか高校でも使うことがありますけれども、その時にも利用して頂けます。上の方にもテントとか張ったりしていましたので、これから大会があると思えます。猿羽根山の相撲場はそのまま運営して参りますので、そういった着替え等のできる設備についても簡易的なテントがいいのか、検討して参ります。

3番： そうしますとそれに代わる施設と言いますか、ものを建ててもらえるということによろしいんですね。

産業振興課長： 町の方のテントの貸し出しはその都度その都度できますけれども、固定的な建物等について今の段階ではそこまで考えておりませんので、これはあくまでも建物そのものが老朽化しているので、危険度が高いということで安全に配慮して解体致しますので、さらに新しい建物については今のところは計画はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

8番： 87頁の観光物産センターについてお伺いします。若あゆ温泉にあります観光情報館を縄文の女神が国宝になったと同時に、発信をするということで観光物産センターに観光情報館を移設するという話がありますけれども、その辺の経過をお聞きしたいと思います。

産業振興課長： ただ今の温泉の入り口の方に情報館がありますけれども、あそこがなかなか目立たないということもありますし、駅が観光物産センターを兼ねている訳ですけれども、駅ですと舟形町の顔にもなりますし、いろんな方がそこを利用致します。また医療設備もございますので、非常に人の出入りが多くなりますので、そういった所に人を、今は3人体制でやっておりますけれども、新たに観光物産センターを駅の中に設置致しまして、そこで今までやってきました舟形町の観光のPR、振興発展のためにやっていきたいということで工事費にも計上しておりますけれども、中では3名が4名体制になる予定ですので、そういう事務も執れて舟形町の観光物産の資料等を配布しながら、そこに機能そのものを移転したいということで考えておるところです。

8番： 縄文の女神の国宝PRのためには人出の多い観光物産センター内に情報館交換を移設して差の

中で活動するというのは確かにすばらしいことだと思っておりますので、ますます舟形町の観光なり情報をできるだけ発信できるような体制を取って頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

4番： それでは商工振興費の87頁についてお伺ひします。商業活性化補助金になるのか、2段下の振興金が該当になるのかわかりませんが、商品プレミアム券についてお伺ひします。いろいろ話を聞いていますと、このプレミアム商品券に町でも補助を行っていると思うんですが、ある一部の家族が名前を別にしてバナーと買い占めてしまって、全員必要とされているんでしょうけれども、例えば高齢者であったりとか、子どもを持つ父兄であったりとか、そういった方々にもきちんと行き渡るような商品券になっているのだろうか、という疑問を投げかける方がいらっしやいました。そういった面でどういう配分をするのか、商工会が決めることなんでしょうけれども、しかしながら金を出している以上はそういった面を配慮してほしいというような町の指導とか考え方とかがあつてしかなるべきではないかと。今まであつたのかわかりませんが、そういった声の一部にあるものですから。ある一部の人が買い占める、一部というか家族ですね。そういう傾向が見られるような話も聞こえてきているものですから、そういった点についてどのぐらい町では把握しているのか。指導しているとすればどのような指導をしているのか、その辺のところを質問致します。

産業振興課長： プレミアム商品券につきましては年2回発行しておりますけれども、予算でいきますと820万円が該当します。年2回発行しまして舟形町内15店舗で利用できるようになっております。その中にはJAさんも入っております。佐藤議員さんがおっしゃったことは正式な席では聞いたことがありませんけれども、別の会合で同じような発言を耳にしたことがあります。どうしても公平平等にやらなければならぬ訳ですし、券を販売する方も毎回やっておりますので、ある程度お得意さんではないですが、早く売りたいという気持ちがあるのか、一人ひとりの制限も当然設けておりますので、お金持ちだけが優遇されることがあつてはならないと思ひますし、「買いたいけど、ないんだわ」という話もお聞きしますので、これまでの反省を踏まえまして、これから新年度でこの事業を実施していきますので、商工会とも連携を取りながら、決めたことをきちっと守つて頂いて、今言われたことが出ないように私たちも指導して参りたいと思ひます。

4番： 是非そういった配慮をして頂きたいと思ひますけれども、もしそういった傾向が今後も見られるようなら、やはり抽選であつたりとか、各種団体に割り振つてその中で今最初言つた抽選とか、そういった形にしていった方が公平感があるのではないかと私は考へておりました。しっかりとこの辺から町民の苦情が出ないように、税金を使つての活性化ですから、公平感というものを考へながら指導して頂きたいということをお願ひします。

産業振興課長： そのように対応させていただきます。

3番： 86頁、先程8番議員が言ひました観光物産センターの件でございますが、もう少し詳しい教へて頂きたいんですが、今あるJRの待合室を改装して、そこに職員を配置して店を構えるということなんでしょうか。

産業振興課長： 駅の機能もありますし、現在も1名の方が職員配置なりまして、切符等、駅舎トイレの清掃等行つております。そこに新たに今の温泉の方から3名体制でいますけれども、その人達が入つて情報観光情報館の仕事をしてやるということになりますので、今ですと職員が座るスペースがないということで、建物をさらに大きくすることではなくて、内装の改築と言ひますか、そういうことを行ひながらそこで4名の方が事務を執れるように、若干狭くなるかと思ひますけれども、そういうことを考へておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番： せつかくそのようなことで町をPRするような形でお金をかけてやる訳ですから、内装工事、あの狭い所に3人では狭すぎるんじゃないかと思ひます。思い切つて壁を抜いてですね、待合室のホーム側のガラス窓がありますよね、あのあたりまで大きくして、前に山形のある方から言われたんですが、ホーム側を全部ガラス張りにして電車からそこに何が見えるようにして、舟形町の観光品をそこで売っているんだなど見える窓口にしたらどうだという声も聞いたことがありますので、その辺も考へて頂いてそこでPRするのであれば、もう少し思い切つた、せつかく縄文の女神も出た訳ですから、もう少しお金をかけても良いと思ひます。ですからもう少し大規模な工事でもよろしいんじゃないかと思ひますが、その考へはございせんか。

産業振興課長： まだ具体的な設計までいっておりませんですし、金額も290万円ということで、内装程

度ぐらいの予算しかなくなっておりますけれども、ホームの方にガラス張りと言いますと予算が足りないのかなと思いますけれども、そこは検討させて頂きたいと思っておりますし、またあそこはJRのホームと接触しておりますので、JRとの協議も必要になってくるのかなど。例えば安全面ですとか、いろいろありますので、町で計画ができた段階で早めにJRさんとも協議しながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしの声があります。なしと認め、これをもって第7款 商工費の質疑審査を終結致します。

以上で本日の委員会を終了します。次回は11日、月曜日午前10時より再開致します。15分前までご集合下さい。(15:58)

平成25年 3月11日 (月)
平成25年予算審査特別委員会第5日目
午前10時00分開議 欠席無し

委員長： おはようございます。ただ今の出席委員、9名です。定足数に達しております。ただ今から3日目の予算審査特別委員会を再開致します。

第8款 土木費

委員長： 一般会計第8款土木費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第8款 土木費の質疑に入ります。

7番： 93頁の上の方ですが、工事請負費5,300万円とありますけれども、道路新設改良費です。この概要の説明には5,300万円と同じ金額が記載となっておりますけれども、内訳がなっていないようですが、紫山内山線、内山長尾線、福寿野岡矢場線、流雪溝の設計とか、内訳はなっていないですが、内訳をお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 工事費の内訳ですけれども、野尻議員が言われたように一つは紫山内山線が2,700万円です。それから内山長尾線が2,400万円、工事費としましては以上2件が工事対象となっております。すみません、それから長者原若宮線の舗装修繕工事が400万円ございます。その3件で5,300万円ですね。最初の紫山内山線が2,500万円ですね。それから内山長尾線が2,400万円、それに長者原若宮線が400万円です。5,300万円という数字になります。

7番： 内訳は去年は結構詳しく載っていましたが、今回は載っていませんでしたので、お聞きしたところです。紫山内山線ですけれども、雪が降る前から拡張工事で冬期間全面交通止めになっているんですけれども、これはいつ頃までの工期で、紫山内山線は今年度で25年度で終わるのか、いつまでかかるのか、そこをお聞きします。

地域整備課長： 工期につきましては大変町民の方にご迷惑をかけておりますけれども、3月一杯を見込んでおります。それから事業ですが、事業については26年度を目途にということで計画しておりますけれども、国からの補助金の予算の都合でその辺の若干の移動はあるかと思えます。

3番： 今と同じ款項目です。8の2の2でございます。90頁ですが、道路新設改良工事費ですが、今5,300万円ほど工事費ということで、内容的にお伺いしました。その中には私が前から申し上げております木友地区内の町道格上げの道路新設でございますが、再三お願いしておりますが、今回のこの予算にも全然計上されていないということで、具体的にいつ頃から工事を始められる予定なのか。先日説明がございました、三菱マテリアルとの土地の売買契約も成立しておりますので、前の課長の答弁ですと、土地の件があるので、それが終わってからという話でございましたが、この件ももう済んでおる訳ですので、いつ頃から具体的に取にかかるとか、お伺いします。

地域整備課長： 木友の町道につきましては、今回三菱マテリアルさんの住宅内の用地を総務課さんの方で売買契約しまして、その後に町道認定する予定でありました。今回議会に町道認定を上げようとしていたんですけれども、まだ三菱マテリアルさんとの契約がなっていなかったものですから、今回は見送りまして次回に申請しようと考えております。最初に町道認定しまして、その後計画設計等が入りまして、改良という形になると思えますけれども、とりあえず町道認定は6月議会に上げたいと考えております。

3番： マテリアルの件が遅れたという課長の答弁でございましたが、マテリアルの売買契約については12月9日の臨時議会で上程しております。その時点で正式に売買が成立するんだというお話も伺っておりますので、その時点で考えれば今回の当初予算に盛り込むことができたのではないかと思います。その辺どうでしょうか。

地域整備課長： 先程申し上げましたように、できれば3月に認定させて頂いて、できるだけ早く工事改良という形に持って行きたかった訳ですけれども、この予算案の段階ではまだ認定がなっていないものですから、次回の議会という形をお願いしたいと思います。

4番： 95頁の土木費、住宅費の中の町営住宅管理事業修繕料200万円の内容についての質問と、歳入でも少し質問しましたが、子育て支援住宅に当たるかと思えますけれども、具体的に7万円ですが、建て

て間もない訳ですが、雪害によって雨樋が壊れているとか、駐車場のあれが曲がってきたとか、そういう話を聞いております。またその管理事業に関しても、ある程度雪氷等を窓から突けるぐらいの除雪を頼んでいるということでしたが、例えばそれを落とした場合に、下にガラスやエアコンの室外機等があれば、それが壊れるということになるかと思えます。そういった場合に住居者に除雪を頼んで、頼んで落ちた雪氷によって壊れた修繕料等もこの中に入ってくるのかということをご質問させていただきます。

地域整備課長： 修繕料の200万円については、退抛時と給排水の修繕、設備等の修繕ということで、200万円計上しております。これは確定ではなくて、一応の目安ということで載せております。今入居者に対して除雪、軒先の雪の排除をお願いしたときの壊れた修繕等ということでのご質問ですけれども、故意にやったものでなければ町の方でその辺の修繕等は見させて頂くという形になるかと思えます。

4番： 故意でなければ、そういった修繕は町が行うという気持ちがあるんでしたら良いんですけども、そもそもこの雪国において片屋根で端末に雨樋を付けたとか、或いは2mほど積もるこの雪国で、地面に近い所に室外機を置くとか、そういう設計をするということ自体が私は考えられないと思うんです。そこでこれからそういった住宅を建設していくという気持ちがあるようですけども、そういった修繕費がかからないような住宅建設ができるような設計事務所が選定に当たっているのかなど。ややもするとこの近辺ではない、或いは山形だったり、仙台だったり、東京だったり、そういった所の設計屋さんに頼んでしまって、欠か的にこういう修繕料がかかってくるような建物しか建たないんじゃないかという疑念が私にはあります。そういうことで、設計屋さんに対してのきちんと雪国に対応した設計をして、こういう町営住宅なり子育て支援住宅なりを建設したのかと、そういう質問をさせていただきたいと思えます。

地域整備課長： 住宅の新築設計に当たりましては、一応県内の設計をされている設計屋さんを選びまして設計を委託しております。やはり議員さんが言われたように雪国でありますので、そういった設備関係が外側にあるものについては、雪の被害で破損する形のないようにお願いしている訳ですけども、何せこのような大雪になった場合に、やはり状況等が当初と変わってくることがございますので、その辺を今後新しく建築する場合は検討していくということで考えていきたいと思えます。

7番： 91頁お願いします。道路維持費の中で町道補修人夫雇上賃金50万円、昨年度までは132万円ほど予算があったんですけども、ここでは3分の1近くに減額なっているようですけども、その内容と、下の工事請負費が600万円あるんですけども、毎年600万円計上されておりますけれども、その工事請負の工事内容をお聞きします。

地域整備課長： 人夫雇上賃金ですけども、町道の草刈り、側溝等の清掃ということで上げさせて頂いております。今年度は50万円と少なくなった理由ですが、工事費で見られる分について工事請負費に持っていった形になっております。昨年度も同じような形なんですけれども、今年度の工事請負費については舟形1号線の水路工事、西又次年子線の修繕、東長沢停車場線の水路工事という形で600万円を計上させて頂いております。

7番： なんてこういうことを聞くかと言いますと、人夫賃金ですけども、昨年内山長尾線ですか、JRの用地になっていますか、道路の側溝に草がかかっているというので、集落でも8月6日草刈りをしたことがあります。そして12月10日に町に相談して、町の方ではできないかということで相談来ていると思えます。維持管理費がなかなか無いのでという答弁がなされている訳ですけども、50万円減らしたので、こういうのでまだ減らす予定で無くなったのかと考えておりますけれども、今集落では高齢化と農家戸数、今草刈り機械を持っている人が前から見ればだいぶ少なくなっております。舟形町でも協働作業、ボランティア活動はしていると思えますけれども、うちの集落だけではないと思えます。高齢化時代で草刈りも朝仕事とか、日曜日を利用してとかやっている集落はありますけれども、今後集落内ではやっているんですが、集落と集落の間には手が回らないということがあります。ここにも共同作業で草の伸びる状況を見ながら、町でも刈るように努力はしたいということですけども、今年あたりから刈り取りをしてもらいたいということです。

地域整備課長： 今野尻議員が言われたように、できるだけ町内で維持管理できるものについては町内の共同作業で管理をお願いしたいという形で考えております。集落と集落の間、誰も管理されないような場所については町の方でそういう草刈り等の作業をできるだけしていきたいと考えております。

5番： 先程3番の斎藤議員が言いましたんですが、8の2の2です。91頁の新設のことですが、町長と一緒に我々国会議員等に陳情等も行きながら、いろいろな話をしてきた中で福寿野岡矢場線です。当

初予算の中に、おそらくこれからかと思うんですが、改良事業の概略、測量設計委託料700万円とあります。これはおそらく流雪溝と一緒に設計の中なのか、岡矢場線はどういう流れなのか、ということは、3年ぐらい前に一般質問でも南署建設に伴ってあの道路をいち早くしてくださいということをお願いした訳ですけども、太郎野町道が完了次第、ほ場事業が完了次第かかりますよということで私自身は解釈している訳ですけども、この事業の流れをもう一度確認したいと思います。

地域整備課長： 委託料700万円でございますけれども、今加藤議員が言われるように岡矢場線の測量設計業務委託も含まれております。全体的に他の工事、紫山内山線、内山長尾線等の設計委託料もございませぬので、全部合わせて700万円です。岡矢場線につきましては300万円の予算計上して、測量設計を今回していくというように積算しております。

5番： 先程も申し上げましたが、陳情等もして、いろいろな話も確認しております。町長が一生懸命やっているんだという認識の元で質問するんですが、やはり太郎野線が完了して岡矢場線にかかるということは前々から思っているんですが、いろいろな話を聞きますと大蔵との絡み、高速道路から下りる絡み、いろいろあるんですけども、その辺も合わせてもう少し詳しく、300万円の予算ということですけども、この事業が完了した中で本当に具体的に進めていくのか、例えば県で許可しなくても町単独でやるのか、その辺も合わせてもう一度確認したいと思います。

地域整備課長： 岡矢場線につきましては町道でありますので、町の方で補助事業に該当させてもっていきたいということで新年度で測量調査をしまして、その資料に基づいて国、県と打ち合わせをしながら社会資本交付金事業ということで補助事業に該当させて整備をしたいと考えております。それから福寿野地内の交差点につきましては県が単独事業で交差点の改良、ある程度の拡幅という形になると思いますが、改良を行っていくということで県とも打ち合わせをしております。その先の福寿野沖の原線につきましては今岡矢場線が終わってからのことになるとは思いますけれども、その辺も考慮に入れながら岡矢場線の本線を考えていかなければならないと思っております。

4番： 93頁除雪対策費7,400万円の大枠に関して質問致します。除雪に関しては年々町民からの要望が多くなっているということで当局側も大変苦慮されているように感じます。やはりそういった状況を打開していくためには町民の皆さんにも協力していってもらうという姿勢を養っていく必要がある時期に来ていると私は感じます。そこで例えば除雪、ロータリ車が来れば自分の土地を提供してもいいですよ、そういった町民に多くこれから存在して頂かなければゆくゆくは投げる所が無くなって除雪費もどんどん上がっていく、結果的に私たちの生活も苦しくなっていくということになる訳ですから、そういった努力を行政側がしていく必要があるなど。もちろん我々も協力はするという姿勢でいるんですが、そういう話し合い、そういう決まりというんですが、そういうことを町側がしていくという話し合いをしているのか、そこら辺を質問します。

地域整備課長： 除雪につきましては当然ロータリで飛ばす場合は、排雪箇所、投雪箇所が必要でございます。町内の本町通りについてもドーザーでする訳ですが、その場合は両サイドに流雪溝がありますので、その流雪溝の脇にドーザーで押した雪を置いていくという形になります。ただ、町民の方と投雪箇所、雪置きする場所の打ち合わせをやっているかと言うと、特にやっておられません。通常行っている箇所については特に地元説明等はやっておられません。今現在も特にそういう形で問題等が起こっていないので、通常やっている箇所については今まで通り、行っているという形でございます。

4番： 今問題は行っていないと言いましたけれども、問題は起こっているけど、多分行っていないんですね、そうしたら。と言うのは、町が除雪をして堆積する場所は町内会に渡す訳ですけども、結局町側が処理できない問題を町内会側に割り振ってきているという問題があります、そこには、ですから問題があるんですが、そこに声が上がっていない訳で、それは違うと思います。課長が言っていることは、さらにそういった上がっていないという認識があるんでしたら、やはりもっと耳をすませて取り組んでいくべきだと思いますよ。さらにロータリ車が除雪していく沿線では、今年は豪雪対策本部が設置されたということで随分雪を取っている所がありますけれども、そういう所がない所は溶けた後に残るゴミ、石等があるので、私の所には雪を捨てないでください、という意見が多数あるんですよ。そういった意見は上がってないんですか。そしたら全然そういったところには耳を傾けていないということですよ。むしろそういった問題がありますから、春になった時にそういったゴミが出ないような除雪体制なり、ゴミ拾い体制なりを完備すればもっともっと協力してくれる近隣住民が出てくると私は考えているんです。どうです、課

長、私の所には除雪した雪を捨てないでください、という声は上がってないんですか、私は上がっていると思うんですけど。春先のそういったゴミ等の収集も含めて、そういった声が上がってないというふうには認識しているのか、再度質問させて頂きたいと思います。

地域整備課長： 除雪した後に残るゴミ、砂利等については町としてもその都度連絡頂いた段階で砂利等を拾ったり、ゴミを拾ったりとやっております。これは雪が消えてこないとわからないものですから、春先にそういう形で対処させて頂いております。それから除雪する際は雪をよこさないで下さいという意見ですけれども、直接町の方に言われてはいない訳なんですけれども、もし言われているとすればその辺のことを考慮しながら行っている方と打ち合わせをして、どうしたらいいかということまで話をしていかなければならないと思います。

1番： 同じく除雪に関する質問になりますけれども、今のような質問は私の方でも沢山聞いております。これから3月20日に向けてだいたい10日間ぐらいの中で春先の除排雪をしていくとも。その中で、要するに住民の意向だけを全て受け入れて排雪をやっ飛ばせばともじゃないが予算の範囲ではできる訳はありません。しかしながら11工区ある中で、各社受入の中で路線を管理して頂いている訳ですけれども、受入の範囲の中で排雪事業を計画するのではなく、こういう豪雪の中、ダンプがない、重機がないということでは、企業間の連携の中で、排雪に関しても効率性があがる形の中で、住民が見ておりますので、しっかりと計画をもって指導していかないと、従来であれば路線単位でどうしても時間がかかりすぎるとか、いろんな言葉を頂いております。ですから、排雪の中身を任せて丸つきり投げやりじゃなくて、どういう形であれば効率よく経費を削減しながらできるのかということまで指導を徹底させて頂きたいと思います。どうですか。

地域整備課長： 今言われたように、11工区の中でそれぞれ排雪を行っております。お互いに排雪する場合、今年はダンプ等が大変不足しております、手配がつかないという状態です。その辺も考慮しながら効率よい排雪を行うということで、お互いに話をしながら「うちの方にダンプを回して欲しい」とか「ロータリを回して欲しい」という話は今やっております。やはり議員が言われるように時間だけかかってなかなか進まないというご意見も今までございました。そんな形で効率がいい形で排雪を行うということで、今年はオペレータの方、工区毎に話をしながら行っていくという形でございます。

1番： そちら辺を徹底させて頂きたいと思います。それと同時に3年連続の大雪に見舞われた訳ですが、町民の方々も朝早くから除雪体制が舟形町は他市町村よりも末端まで行き届いて大変交通の面で助かっているという意見も数多く聞いております。しかしながら若あゆ温泉から大平方面に路線が増えた関係上、10工区から11工区と路線を1工区増やした訳です。その中で従来の路線より、若干なりとも1割、2割時間的に本来であれば、路線工区が減っているんだから、仕上がり時間帯も当初町が言っている7時半、8時は無理であってもできるだけそれに近い時間で終わるような感じが受けられます。しかしながら、大雪豪雪本部を設置すると同時に国、県なりの追加予算等が入ってくる中で、どうしても時間を調整しているとは言いませんけれども、何かうまく案配良くという形になっていると感ぜられるというのが良く聞かれます。ですのでやはりオペレータの技術向上、並びに路線を回るときのお互いの協議の仕方、例えば幅寄せできない、投雪場所が少ない。これはいろんな課題があると思います。しかしながら、工区に会社によってどうしても技術の違いでありますか、路線を回る対応がかなり違うという苦情も数多く聞こえております。4番議員さんのように、苦情がない訳ではありません。そういうことをしっかり受け止めて、改善して指導していく計画を持ってもらいたいと思います。

それと同時に確認しておきたいんですけれども、パンタグラフを持って時間稼働を確認しながら時間単価を支給しているという形だと思います。その中で、深夜出動と日中出動が最近単価が違うという話を伺っておりますけれども、そちら辺の説明をよろしくをお願いします。

地域整備課長： 今議員が言われるように、オペレータの技術によりまして若干時間が遅れるという工区もございます。やはり新しく変わったオペレータについては慣れないせいとかどうか分かりませんが、なかなか思うような時間には終わらないということでもあります。これからやはりオペレータの技術向上を目指して本人からも運転のやり方をできるだけ向上して頂きたいということでこれからも指導していきたいです。

それから日中と夜間の作業委託料の違いですけれども、これまでは夜間作業で日中も行っていたんですけれども、24年度から夜間と日中賃金の委託料を変えて行っております。これは監査の段階で指摘が

ございまして、そういうふうにした方が良いんじゃないかということで、今年から日中は安い方の賃金で委託しております。

4番： 93頁の同じ除雪費の修繕料2千万円についての中身を質問致します。

地域整備課長： 修繕料でございますが、ロータリ除雪車の法定点検、車検等11台分、除雪ドーザーの同じく法定点検分、ロータリ除雪車の格納時の点検分、ドーザーの格納時の点検分等が主な修繕料でございます。その他、一般修繕としまして、ロータリ除雪車、ドーザーの一般修繕を見させてもらっています。

4番： いいです。

6番： 私からは同じく除雪対策費についてお伺いします。210万円の土地購入費、平米当たりの単価がいくらか。また昨日の話でしたが、西の又の方から苦情を私聞いております。ということは、新堀の下り、西の又に行く手前の方で除雪車が逆に戻っていったという事実があるとお聞きしました、新堀まではらって、西の又松橋の方はどうして来ないんだということで不思議がっていた住民もおりました。これは本当におかしいなと。雪の量が10cmという目安があるそうですが、それ以下だったから戻ったのか、新堀が多くて西の又、松橋が少ないということはあり得ないと思うんです。そういう中で工区に任せているというのはわかりますが、工区の除雪のやり方というのがおかしいんじゃないかと私も不思議でなかったんですが、その辺のことが不思議です。今日はまたしばらくぶりの雪の中で10cmちょっとしか積もらないと思うんですが、今日は長沢の駅前通も除雪は一切、ドーザーも何も来なかったという状態であります。それではせっかくの除雪体制が、金が無いから、予算が無くなったからしないのか、その辺がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長： 用地購入費でございますが、今長沢の関田の所に除雪車格納庫を建築中でございますが、その格納庫施設の土地でなくて、その手前、県道と格納庫の間の土地の分です。その購入費ということで今回計上しております。単価については確か平米500円ぐらいではなかったかと思いますが、そのぐらいの金額で購入しております。

それから真木野と西の又の坂の所で除雪車が帰ったということですが、ここは県道でございます。県の方になんで帰ったかということは今日議員さんから聞いたので確認しておきますけれども、その辺は県に確認しないとわからないので、後ほど答弁させて頂きたいと思います。

今日は内山の除雪に行かないという件につきましては昨日の夜から強風でかなり風が強かったんですけども、出た所と出ない所がございまして、朝担当で確認して、吹きだまり等になっている場所については除雪車を出す計画であります。県道については同じように確認してみないとわからないので、県の除雪担当に確認して午後からでも答弁したいと思います。

6番： 町と県の対応が違えばそれまでなんですが、町の中を走る県道も町道も国道も同じだと思うんです。ですから担当者が打ち合わせをしながら、よりよい除雪をする体制にもっといくべきだと思うんです。まだまだそういう対応が足りないなと私はつくづく感じます。その辺も今後の課題としてよろしくお聞きしたいと思います。

もう1点は土地購入費ですが、あそこの残ってる砂利等もそっくり買収したんですか。

地域整備課長： 県道と格納庫の間、製材所跡地の脇ですが、その土地です。その脇が砂利取りしている業者さんの入口の道路になっているものですから、そこを利用する訳にはいかないもので、町として出入り口を確保する必要があるということで、今回その土地を買わせて頂いて、進入路を作るという形です。

6番： 先程言った、あそこの残地をそっくり買ったんですかということ。製材所跡地を。

地域整備課長： 残地全部ではございません。製材所の建物が建っている場所についてはそのまま製材所の土地です。その前も製材所の土地で、建物の脇の進入路部分だけです。

2番： 同じく92頁の除雪対策費であります。3年続きの豪雪の中で、山形新聞の方に除雪費の執行額という記事が載っておりましたが、その中で突出して舟形町の経費が多いように感じた訳であります。一つがあちこち話を聞いてみますと、舟形町の除雪の有りようが大変きめ細やかで、良くしているがために多いんだという話も聞きます。そういった中で具体的に各市町村毎の除雪を行っているkm数が違う訳ですので、比べるためにはkm当たりの経費という形になるかと思いますが、一つは本当に舟形町の除雪経費が他の市町村から比べると多いのか、もし多いとすればその理由と言いますか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

地域整備課長： 除雪経費が他の市町村に比べて多いのかということなのですが、舟形町は業者委託という形をとっております。他の市町村については全面委託している市町村はございませんので、簡単に比較するという事は難しいと思いますが、町としては特に委託料が高いとは考えておりません。積算についても1時間当たりの積算ではじいている訳ですが、県の積算単価を利用しながら1時間当たりの積算をしております。さらにそれよりも若干町ですので、割引く形で諸経費を下げておりますので、適正な時間当たりの単価になっているのではないかと感じております。

2番： 1番と比較したのが人口的にも同じ金山町でございます。金山町で行っている除雪のkm数等はわかりませんが、数字だけ比べますと3倍ぐらい舟形が多いように感じた訳です。今後のことでもありますので、もう少し業者委託が良いのか、直営で行うのが良いのかも考えられますので、やはり片方では経費の圧縮と言いますか、その辺も考えて行かないとますます町民の要求もエスレートしていく中で対応しなくちゃならないと考えていきますと、もう少し除雪の効率を高めなきゃいけないと考えた手行きですと、業者委託が良いのか、むしろ直営で行って効率の良い形で行っていくことも考えて行くことも必要かと思っております。そういったところで、今後で結構なので、春以降で結構なので、km当たりの除雪経費と言いますか、最上の市町村の中で比べた資料を作って頂いて後日で結構ですので、提示をお願いしたいと思います。

地域整備課長： 金山さんと3倍ほど違うということなのですが、金山さんの除雪のやり方としては民間に委託したりとか、個人が持っているトラクターを利用して委託したりとか、そういう形でかなり経費を抑えていると聞いております。1km当たりの除雪経費の対照表を作って欲しいということですが、必要であれば後ほど作り次第提示したいと思います。

委員長： 2番奥山君。少しテーマを変えてお願いします。

2番： 次は94頁住宅管理費についてお伺いします。今回三菱マテリアルから町営住宅の土地を購入する訳であります。購入する際に今入居されている方で購入される方が多いという話があった訳です。そういった中で25年度において今入居されている方で何戸ぐらいが購入されるのかということと、最終的には全て売っていくという考えなのか、お聞きします。

地域整備課長： 木友住宅団地につきましてはアンケート調査しまして、今のところ5名の方が購入しても良いというアンケート用紙をもらっております。それでいつ頃かという項目もありまして、26年度以降という形になっておりまして、25年度はやはり難しいのではないかと考えております。残りの4戸の方につきましてもできるだけ購入して頂くようにこれからも指導していきたいと思うんですが、2軒の方はずっとそこに住むという気持ちはなくて、出て行くという意思表示をしておりますので、二人の方には難しいのではないかと考えております。

4番： 95頁河川費の河川公園管理委託料417万5千円、これはどこの業者にどういう管理を委託しているのか質問致します。

地域整備課長： 公園管理委託料としてシルバー人材の方、浄化槽点検、清掃業務委託、河川巡視員の委託等を行っております。河川公園のシルバー人材委託料としてだいたい8ヶ月間ぐらいの賃金として59万9千円、60万円ほどです。それから浄化槽点検委託料は22万円ほど、河川巡視員が12万円、河川公園施設の中、水道施設の開栓とか花壇の管理、芝管理、桜の木の管理、噴水の清掃、遊具の設置撤去等を含めて長期契約ということで4年間の契約を行っております。1年間で270万円ほどの支払いを伴っております。そういうもので417万5千円の金額になっております。

4番： ではこの417万5千円というのは複数年契約のうちの何年か分ということのように聞こえますけれども、何年分なのかということと、巡視員というのはゴミを捨てるのを止めさせるためのものなのか、水害がないようにするためのものなのか、どういう主旨のものなのか再度質問させていただきます。

地域整備課長： 全部含めて417万5千円ではなくて、4年間契約しているのが花壇管理、芝管理、桜の木の管理、噴水清掃、遊具の設置撤去等を含めた諸々で4年間契約を行っております。それが年間270万円支払いになります。あとは年度毎でシルバーとか、浄化槽の点検は年度ごとの支払いとなります。

それから監視員ですけれども、河川で個人で芋煮会とか、キャンプとかされる方が結構多いものですから、その辺でゴミを適当に捨ててもらっては困るものですから、その辺の監視とか、いざこざ、河川の中での釣りをしている方の車の盗難とか、一人の方が時間を見て回っている状況でございます。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしの声があります。なしと認め、第8款 土木費についての質疑審査を終結致します。

第9款 消防費

委員長： 第9款 消防費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第9款消防費の質疑に入ります。

4番： 99頁の消防費の中の防災無線電波使用料に当たるかと思いますが、要するに防災無線に対しての質問なのですが、この予算に対して異議はありませんけれども、防災無線に関して若あゆ温泉の宣伝広告が入ってくる訳ですけれども、あれはある意味利益を目的とした広告と聞こえるというある町民の意見ですけれども、ならば防災無線を使ってこの商工会に加入している商店の広告をしても良いんだらうかと、お金を払ってでも広告をしてもらいたいという方もいらっしゃるんですが、この防災無線の使い道についてと、若あゆ温泉の宣伝広告についてどのあたりまで規定がなされているものなのか、規定がなかったとしても町のほとんど持ち出しがある訳ですから、その点どのように感じるものかなと質問致します。

総務課長： 防災無線につきましては例えば本日も開催されていますが、議会の開催日程でありますとか、一般質問が何人いますとか町民に周知徹底した方がいいと判断したのものについてはその都度防災無線で放送させてもらっています。また緊急時、災害時、クマが出没したということで緊急的にしなければならぬこともありますし、そういった場合にしております。定期的にいろんな健康診断等を含めて町の行事イベント等についてもなるだけ町民の皆さんに周知を図りながら参加を促したいという主旨で行っております。温泉につきましては、当然町で100%出資している振興公社でありますし、町民の皆さんにサービスを提供したいということで呼びかけをしておりますので、当然佐藤議員からありましたように営利じゃないかという考えの方がいらっしゃれば検討していきますけれども、あくまでも町全体として町民の皆さんに呼びかけということで利用して頂きたいと。それが間接的にも町にいろんな形でメリットを及ぼすことになろうと思えますし、また利用が上がることによって町の負担が少なくなりますし、客に利用者等が減ってきますと色々な面で町の持ち出し等が増えてくる可能性がありますので、そのあたりは何と言いますか、普通の民間の1企業と違って公共性、公益性が非常に強いものであると今のところ判断させて頂いて、月に何回かサービスデーがありますが、チラシとか防災無線を利用して宣伝させて頂いているというのが実態です。

4番： 防災無線に関しては防災と付いている以上は防災に関して、中心にやって頂くというのが基本だろうと思えます。町民の方々からそういった疑惑と言いましても「そういうことをしてくれるなら、私の所もして欲しいよ」という声が上がってくるぐらいの宣伝はどうかなと。やはり、防災無線を主として使うとすれば、本当に町民の利益に特化した若あゆ温泉であっても、そういった部分に限ってのみ放送するのがベストだろうと思えます。要するにやりすぎは良くないだろうと思えますので、その辺のところを精査しながら、防災無線を使用していく。或いは商店会の要望に答える。という気構えがあるんだったら、お金を頂いてでもそういう防災無線を使って宣伝しますよ、やる気があるんだたらそういうことも可能だと思いますし、その辺のところを精査して頂くと思います。

総務課長： そういったご意見を初めてお聞きしまして、そういった町民もいらしたのかと思ってちょっとびっくりするところもあるんですが、町の唯一の温泉と言いますか、町の事業、当然国、県、町の税金を投入して町民全体の健康管理も含めて交流の場にしていくということで町の一大施設になっている訳でありますので、それに対して多くの町民の皆さんが参加協力していくというのは、別に1企業とか1団体だけを有利にするものでもないような気がしますし、そういった意見があったら役員会ででも議会の方でもこういう意見が出ましたということで今後の対応について検討させて頂きたいと思えます。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしの声があります。なしと認め、第9款 消防費についての質疑審査を終結致します。

第10款 教育費

委員長： 次に第10款 教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第10款 教育費の質疑に入ります。

4番： 103頁スクールバス管理費の中の自動車購入費ということで750万円ほど上がっていますが、どの程度のバスを購入予定で、どの路線に使用しようと考えているのかお聞きします。

教育次長： スクールバス、平成25年度当初において750万円につきましてはマイクロバス29人乗りのバスを購入予定しております。ただ路線については児童数の集落における配置ということもありますので、ここではっきり申し上げることはできませんけれども、一応今の枠組みの中で考えてはおります。更新ということで老朽化したバスの交換です。

4番： 昨年度からバスの購入が続いておる訳ですけれども、今後スクールバスに当たるようなバスに関して更新と、何年前のバスを更新が必要と考えているのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

教育次長： 教育委員会で更新の基準については、10年経過または走行距離が20万kmということで、外見についてということで考えております。手元に投資的経費での計画はあるのですが、若干延び延びになっている部分がありまして、今ここで資料がなくてはっきり申し上げることはできませんが、後ほど説明申し上げたいと思います。

4番： はい、いいです。

3番： 同じ頁です。10の1の3、IT教育事業、今年度は大きく1,600万円ほど計上しておりますが、昨年までは30万円足らずということで持ち出しも単費ということですが、これは町単独の事業と言いますか、新しくパソコンを使った事業をやるということなんでしょうか、お聞きします。

教育次長： 現在小学校、中学校に入れているパソコンにつきましては平成17年度に購入しております。だいたいこういう機材は5年または6年ぐらいの更新時期になっているということで、今回今3番議員がおっしゃいますように、講義用のパソコン、先生方が使うパソコンも含めて児童生徒が学習用のパソコンも入ってございます。

3番： 今まで各学校それぞれでパソコンを使った事業というか、先生方も仕事で使っているパソコンがあったと思うんですが、新たに1,600万円をかけてこういうことをやるんだという何か、そういう意図がどこにあるのか、お伺いします。

教育次長： IT教育については児童生徒が安全なインターネットの活用について、今現在使っているパソコンについて修繕等の部品が古くて交換する部品が無くなっている状態です。最上管内を比較しても、一番古い機材になっているということです。もう一つ講義用につきましては、児童生徒の指導要録の管理、成績管理ということで今現在先生方の個人のパソコンに頼っているという状況です。その辺を今回の予算で対応したいと考えております。

3番： 誰もおっしゃらないようですので、教育費は最後のようですので、106頁一番下小学校統合準備事業費、昨年度2億円をかけて準備をしてきて、いよいよ4月から新しい小学校がスタートする訳ですが、先頭に立って今まで大変苦勞されてきた教育長にお聞きしたいと思います。今まで統合にかけた思いと新年度新しい小学校に入る子どもたちへのなんと申しますか、教育長が考える熱い気持ちがあるのであればそのあたりをお聞きしたいと思います。

教育長： 長年の課題でありました小学校の統合がこの4月に新しい小学校として誕生する訳です。教育委員会としてましては4つの小学校の良い伝統を引き継ぐ形の中で充分協議した中で、再三言っていますけれども、子どもたちが希望と喜びが実感できる学校を作ろうという形の中でがんばってきたところです。目指す子ども像の中で、子どもたちが教育委員会のプランの中ではビーナスプランの中で3つの心と2つの心を育てていくという形の中でやってきておりました。そういうことで賢く、優しく、たくましい子を作っていくということを新しい小学校の重点に置きながらやってきたところでもあります。いろんな学校の協力なり、地域の協力によって外郭的なものについては充分スタートラインにつけるような状態になってきておりますので、今後目指すそういう、ソフト的な所が中心になりますので、新しい学校にふさわしいような中で今上げました教育理念が実践できるような関わりと実践の中で、今後地域なり、教職員の力を合わせながら、当初目的としたそういうところを今後ソフトが中心になるとは思いますけれども、協力しながらやっていくというのが今後の課題ではないかと思っていますところでもあります。

3番： 教育長の新しい学校にかける思い大変よくわかりました。ありがとうございました。

2番： 10の2の1、小学校管理費であります。105頁。その中に旧小学校管理事業445万8千円ということで、その中に管理人雇上賃金22万円という金額がありますけれども、閉校後の学校については使って

いくという考え方だろうと思います。その中で、一つは常時旧小学校の方に人を置くのかということが一つ。地域づくり、地域おこし協力隊ですか、3名で各小学校単位で活動させるという話もあった訳ですが、ここを拠点として活用して活動させていくのか。というのは、その地区で集まれる場所が必要であると考えられる訳です。でないとその地域における話し合いというものがなかなかできないということが考えられる訳です。旧小学校において人を置きながら、各小学校ごとの地域コミュニティづくりに活用していくのかどうか、お聞きしたいと思います。

教育次長： 跡地利用の内容になるかと思いますが、その前に旧小学校の管理費につきましては教育委員会の方で予算を計上させて頂きました、内容については雇上賃金については各小学校の管理と言うよりも、1ヶ月に1回もしくは2回ぐらい中を点検する方をお願いして、窓を開け、風を通してということを考えて今回予算計上させて頂いております。基本的には跡地利用検討委員会の中ですけれども、避難所としての活用としての管理費という内容で旧校舎の管理についての予算計上をしております。今後の跡地利用につきましては総務の方でやっておりますので、よろしくをお願いします。

総務課長： 今4月1日から小学校としての機能も無くなる訳ですけれども、まだそれぞれの学校には備品等とかいろいろあると思いますので、そういったものの保管管理等も含めて定期的に管理をしてもらう。そういった賃金をここに計上している訳ですけれども、来年からはまちづくり課の方で担当になると思いますけれども、跡地利用検討委員会の中で3つの小学校について検討委員会話立ち上げておりますけれども、まだ具体的にどういった方向が良いのかとは前にも言いましたように、アンケート調査等を実施している段階です。まだ決定はしておりませんが、長い時間をおきますと学校そのものがそじてしまうといったこともございますので、なるべく早めに検討委員会でも結論を出して、新しい用途について検討していきたいと思います。

奥山議員さんから言われましたように、当然地域の一つのコミュニティの場にはなるとは思いますけれども、基本的にはそれぞれの集落には地域の公民館等がございますので、そういった周辺の施設を利用して頂きながら、また学校は学校としての大きい広域的な感じで、例えば災害時にその施設を活用していくとか、また災害時を想定しながら学校を利活用していくことも、大きい範囲で旧学区単位で考えて行くといったこともこれから必要になってくると思います。ただ当面の管理につきましてはいつでも使えるように電気等の契約を変えたり、今まで大きかったものですからなるべく管理費をかけたくないということで財政の方で見直しをかけておりますので、電気等についても全てがすぐつくような状態にしなくちゃならないのか、事務室とか限られたスペースで良いんじゃないとか、そういったことも含めて、水道については有事の際に使えるようにしなくちゃならないとか、学校に見合った形で財政でも検討しておりますので、総合的に地域の皆さんと検討して用途については進めていきたいと考えております。

まちづくり課長： 地域おこし協力隊を活動の拠点として学校に置くのかどうかということでもありますけれども、今のところ来年度については3名を地域おこし協力隊、今までの2人に加えまして1名新たに増えて3名体制でやろうと考えておりますが、地域のコミュニティが下がってはいけないということで、そういうことも地域おこし協力隊には担って頂くんですが、各学校に1名ずつ置くということについては考えておりません。と申しますのは3名とも行政経験が少ない訳でありますし、町が地域興しをするためにどういうことをして欲しいかということがあります。地域おこし協力隊の仕事については、総務省で例を出していますが、いろんなことができるようになっていきます。いろんな切り口があって、そういったところにいろんな活動業務がある訳ですが、町としてやって頂きたいこともありますので、それと行政経験が少ないので町の方でコントロールをしながら3人でいろいろ話し合いをしながら進めて行く必要があるのではないかとということで今の段階では学校の1人ずつ配置するといったことは考えておりません。

それから3月8日、議会が終わってから4時から地域おこし協力隊の活動報告、緑のふるさとの遊村君の報告会を地域の方々を含めて役場で行った訳ですが、その中で小林君の都会の人から見た視点の中で、団体毎はまとまっている、地域もまとまっているという話があった訳ですが、地域団体毎の結びつきが弱いのではないかと、それを自分は接着剤的な役割を果たしながら地域をいろんな面で支えるような、地域おこしができるようなまちづくりをしたいという考え方を持っておられまして、そういう自分の動きをしたいという話でした。それを伺って、ああそうかなと私も考えておりました、そういうところに地域おこし協力隊の活動と言いますか、舟形町の見えているのであれば、そういったことについてやっていくべきなのかなと思っております。地域のコミュニティというのはそういうことかなと考えておりますので、そ

ういうところに力を注いでいきたいという考えを持っておりますので、役場の方にて頂いて、まちづくり課の中で3人がいろいろ話し合っただけで地域をどういうふうにしていこうか、ということがすることが大事かと思っておりますので、来年度についてはまちづくり課の中でそれぞれ地域に出て行って活動して頂くと考えております。

2番： 簡単に申し上げますと、長沢地区については長沢出張所が集まれる場所があると。堀内についても堀内出張所が集まれる場所がある。そして舟形本町については中央公民館があるという中で富長だけがそういう所がないということなんです。せっかく富長小学校があった訳ですので、できれば地域コミュニティを作る段階で富長小学校をそういう場として使っていければ非常に自分にとっては助かるという思いがあったのでこういう質問した訳です。そういう中で要望という形にしかならないと思いますが、そういうことも検討して頂きたいと思っております。

総務課長： 今言われましたように西南部地区、福寿野、長者原、富田ということで非常に戸数も多い訳ですが、馬形を含めて4つの集落が集まれる場所がないと言われましたけれども、そのとおりだと思いますので、そういうことも踏まえて地域の学区単位で検討会をしておりますので、その中で充分話をしてどうしたらいいのかを含めて検討させて頂きたいと思っております。

8番： 今年の4月より4つの小学校が一つの小学校になる訳なんですけれども、各小学校には管理人、または給食の臨時調理人が配置になっていた訳です。その関係上、何名が臨時職員として職を失ったのか、また今まで4つの小学校で管理人、調理人合わせて何名が減ったのか、その辺お伺いします。

教育次長： 小学校別に申し上げますと、長沢が今現在務めてらっしゃる給食調理師については2名、舟形小学校は3名、うち1名がパート。富長小学校は2名、堀内小学校は2名でうち1名は放課後児童クラブと兼務になっております。新年度については舟形小学校3名になっております。これについては昨年6月頃より、各学校教育長と共に回りまして新年度については小学校が統合になって調理師の業務が無くなりますよということで新年度に向けて仕事がなくなるという話を昨年度からしております。今年度について町の方での臨時職員の空きも含めてお願いしつつも、今現在務めてらっしゃる調理師の方にはここよりもっと条件の良いところを今のうちに探しておいてくださいとずっと言ってきました。新年度については先程申し上げましたように、小学校の調理師については3名になります。

8番： わかりました。それでは4つの小学校を一つにしたメリットというのは事務経費等を含めて、4つの小学校があった訳ですが、管理費の関係で結構町一般財源からの持ち出しが少なくなるのかなと感じておりますけれども、いくらぐらい少なくなるのか、試算などがあつたらお願いしたいと思っております。

教育次長： 10款2項1目の小学校管理費についてはここで4,533万1千円となっておりますが、右側の旧小学校管理事業も含まれております。この分を差し引いて小学校管費については3,254万2千円になっておりますが、昨年との比較でいきますと昨年は4,206万円ということで、約931万8千円の減となっております。予算的な大枠では1千万円近く、900万円前後になるだろうと思っております。

5番： 107頁先程申し上げました小学校統合準備事業費ゼロという中で、例えば富長、堀内、長沢、舟形の各小学校に体育館に放送設備とピアノ、各教室に机という備品があります。それはどういうふうと考えているのか。

教育次長： 今現在統合する小学校で使用するものについては舟形小学校に運搬させてもらっております。使わなくなったものについては、現在小学校に置くか、もしくは財産処分ということでお願いするか。ただ小学校によっては教育講演会のある堀内小学校さんについてとか、長沢小学校さんもそうですけれども、地域から頂いたものがございます。そういった物についてはお断りをしてなおかつ協議をしてお借りするような形で舟形小学校の運搬させて頂くと考えております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしの声がありますので、なしと認めこれをもって第10款教育費の質疑審査を終結致します。

第11款 災害復旧費

委員長： 第11款 災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第11款 災害復旧費の質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

なしと認めこれをもって第11款 災害復旧費について質疑審査を終結致します。

第12款 公債費

委員長： 第12款 公債費を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第12款 公債費の質疑に入ります。ありませんか。

(なしの声あり)

なしの声があります。なしと認め、これをもって第12款 公債費について質疑審査を終結致します。

第13款 予備費

委員長： 第13款 予備費の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより第13款 予備費の質疑に入ります。ありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、第13款予備費についての質疑審査を終結致します。

これで議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結致します。

国民健康保険特別会計

委員長： 続きまして議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： それではここで午後1時まで休憩致します。(14:47)

委員長： それでは午前中に引き続き、会議を再開します。(13:01)

質疑に入る前に先程の議案第28号の中で、教育費の中で追加答弁があるようですので教育長の答弁を許可します。

教育長： 先程8番議員の方からスクールバスの導入計画についてということで都市計画の中では平成26年度に中型バスを1台、27年に1台、28年に1台ということで、平成26年、27年については平成10年車、平成28年については平成16年車を更新する計画しております。以上、説明を追加させて頂きました。

委員長： これより質疑に入ります。質疑に当たっては、頁、款項目を明言されまして、できるだけ簡潔にお願い致します。

4番： 173頁支出金の一般被保険者保険税還付金の中の保険税過誤の還付金ということで100万円ほど上がっておりますけれども、この事業内容と今年度の今までの実績をお聞きしたいと思います。実績がなかったら去年度の決算でもいいです。どのぐらいかかっているか。

まちづくり課長： 保険税過誤納付金の還付ですけれども、24年度の現年度ではなくて、それ以前の23年度以前の国民健康保険税について所得税の更正決定とか、所得税の更正決定に伴って住民税も決定なる訳ですけれども、更正決定を受けた方、それから国保の加入者が社会保険に入った場合について、自分が届け出をせずに二重に加入されている方が届け出をされて、遡及をせずと前まで加入したときまで遡及して国保の脱退手続きになります。そういった時にそれまで納めて頂いた分について還付する場合は歳出予算をとって還付しなければなりません。そういったことでその部分の還付金をここに100万円ということで毎年見込みの状況で取っております。現年度24年度については、当該年度でありますので、歳入の入ってくる分で還付手続きをしようか、そこで返納のための手続きをしますので、そちらについては歳出還付ではなくて、歳入還付ということで歳入の中で還付伝票を切ってそちらからお返しします。あくまでも過年度の分の還付に対して予算を取ってお支払いをする、還付するという予算項目になります。ちなみに昨年度の実績については100万円の予算額に対して83万2千円の実績になっております。

4番： ありがとうございます。100万円の予算を取っていて83万円ということで、その前の年度は95万円でしたので妥当な線だと思っておりますけれども、この還付金に関して全国的な実態を見てみますと、滞納者で還付金を受け取る人がいた場合、この還付金をもともと天引きで引いてしまってから滞納者に返すという事例があるようで、或いはそういう法律等があるようなんですが、舟形町では去年還付された方々にそういう滞納者がいるかどうかわかりませんが、いたとしたら、或いは今後出るとしたら、舟形町ではそれを元々引いて還付しようとしているのかということと、或いは1回手元に返してそれから滞納分を頂こうとしているのか、そこら辺の姿勢を一度聞いておきたいと思っております。私の考えは一旦返してからそ

の事情に合わせてきちんと頂くというのが妥当ではないかと思っております。と言うのは町では滞納者を窓口まで呼んで、滞納分を払わせるという手続きを近頃しているようですから、当たり前かもしれませんが、手続きを踏んでいく中で手元に返して話し合いをしていくら滞納分をお返し下さいという話をしていくのが妥当ではないかと思うものですから、どうなっているのか、質問致します。

まちづくり課長： 滞納制については今議員がおっしゃるとおり、市町村民税であっても地方税法で滞納については国税徴収法が適用されますので、差し押さえることは可能でございます。差し押さえの手続きをとって、そのお金を差し押さえるということはできます。その手続きをとっていけばできますけれども、町の方では還付する際に滞納があった場合については、それらのお話をして一旦お返しするのではなくて、窓口の段階に行くまでの間に、このぐらいの還付がありますよ、このぐらい滞納がありますので、それを入れて下さいというお話をして、本人の了解を得て、滞納分に充当させて頂いております。差し押さえの手続きによらず、話し合いをしてそれで今議員さんが言われるような取り扱いでやっております。

8番： 154頁の基金繰入金についてお伺いします。保険給付金の額があまりにも膨大なために歳入と歳出のバランスが崩れまして、基金を取り崩しているのかということだと思います。基金2,500万円を採り崩した後の基金はどうなっているのか、基金の残高。

健康福祉課長： 24年度末の決算をまだ結んでいませんけれども、基金の積立状況は4,800万円ほどになるかと考えております。今回2,500万円を取り崩しまして、25年度の予算から2,500万円取り崩した分を差し引きしますと、基金残高は2,300万円程かと考えているところです。

8番： 基金2,500万円を取り崩すと2,300万円しか残高がないと。基金残高は多ければ多いほど良いんですけれども、最低適正な残高がいくらであればいいのか。今回このような財政が逼迫している中で、保険税の値上げが考えられたのかどうか、その辺お伺いします。

健康福祉課長： 基金の一般的な考え方ですが、だいたい1ヶ月分の療養給付費3千万円としますと、3×3で9千万円ほどが理論的には基金残高として好ましいと言われている3ヶ月分の目安があります。ただ、最近医療費3月に入って国保運営協議会がありましたけれども、その中でも各委員さんとの検討会の中でも23年度に比して医療費が増高しております。と言うのは23年度では一月ベース2,600万円程度だったものが、24年度現在進んでおりますが3千万円程度で推移しています。この理由を考えますと、医療の高度化に伴って高度な手術等があれば1件800万円とか。国保はその中の7割分と高額療養分を持ちますので、結構医療費が嵩んで心臓、ガン等の手術があった場合、医療費が嵩む傾向があります。この傾向も今後注意しなければなりませんけれども、議員おっしゃるとおり、2,300万円で果たして今後の動向はどうか。保険税の動向も今後見ていかなければなりませんし、舟形町では一般会計からの繰入金についてはこの国保連協でも話になりましたけれども、新庄市並びに最上管内の連合会では理論上の一般会計の繰出金以上に出しているところもありますので、保険料と基金のあり方とそれから繰入金、一般会計からもらうお金についても今後検討していくことが大事かと考えているところでもあります。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算についての質疑審査を終結致します。

後期高齢者医療事業特別会計

委員長： 続いて議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結致します。

介護保険事業特別会計

委員長： 続いて議案第31号 平成25年度舟形町介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

4番： それでは215頁の地域支援事業費、包括的支援事業ということで、1,900万円ほど上げています。全体的な話になりますけれども、この中に社会福祉協議会から1名派遣されているのではないかと思います。違う項目だったら失礼ですけれども。社会福祉協議会の事業と包括的支援事業というのは同一的な事業になっているのか、要するに社会福祉協議会がある中では社会福祉協議会の事業に専念して特化してやっている分野だと思うんですけれども、包括的支援事業或いは私の勘違いだったら他の業務をやらせているはずなんです。そういったところで何か共通性があるという判断の下に社会福祉協議会員を2名雇って1名は町の方に派遣しているのだらうと思いますけれども。どういう考えでそういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長： 第1点目の社会福祉協議会の職員の給与分は入っていないかというお尋ねですけれども、今年度については社会福祉協議会の職員については入っておりません。2点目ですけれども、舟形町の地域包括センターについてはプロパー職員が2名、舟和会から1名、今年の7月から徳洲苑から1名。それとご質問の社会福祉協議会から1名頂いておりますけれども、社会福祉協議会については平成18年から19年か記憶が定かでないんですけれども、社会福祉士という資格を持っている方であるということで社会福祉協議会から出向のような形で町の包括センターに来て頂いているということです。以上です。

4番： そうしますと給料は払っていないということだとすると2名体制で社会福祉協議会活動を今後させる見込みだと捉えていいんですか。そうじゃなくて、社会福祉協議会の中から給料は出るけれども、町の業務はさせているとこういうことになるのでしょうか。そうなるちょっと意味合いが違ってくると思います。つまり、例えば震災や災害が起きたときに窓口となるのが社会福祉協議会と。でやっているのがほとんどだと思います。その時に、町の協力はするでしょうけれども、ある程度の枠組みを決めたりするのが社会福祉協議会。その他の事業もあるでしょうけれども。そういった事業を踏まえながら、先程の質問に戻りますけれども、そういった事業を2人体制でさせるつもりなのか。それとも、社会福祉協議会の給料は協会から出させるけれども、業務は町の業務をさせているという答弁の内容だと聞こえますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

健康福祉課長： 社会福祉協議会については今年度上程している25年度予算については包括支援センターに出向する形で頂いている職員については社会福祉協議会の方に戻って頂いて、2名体制でという想定での予算の取り組みをしております。なぜ社会福祉協議会から町の業務をさせるのかというお尋ねでしたけれども、先程もお話ししましたけれども、包括支援センターには資格として一つは保健師の資格を有する者、もしくは社会福祉士の資格を有する者、社会福祉主事とかいろいろ資格要件がございまして、当時社会福祉士を持っているのが社会福祉協議会においた職員だったものですから、彼を社会福祉協議会から町の地域包括支援センターの方にアウトのような形で頂いておりますけれども、24年度までで、25年度予算については社会福祉協議会は2名体制で推移する形で想定しているところです。

3番： 206頁2の1の1、介護サービス給付費ですが、前年対比で1千万円ほど減額になってございますが、サービス費については年々増えるのがこういう世の中なので当然かと思うんですが、今年度減額になった理由をお伺いします。

健康福祉課長： 介護保険事業については24年、25年、26年が第5期介護保険事業ということで保険料の見直し手をさせて頂いて、平均値であります第4階層は月額5千円とさせて頂いたのが24年度からです。今年度第5期、24年度の第1年度目ということで、決算は結んではおりませんが、実際に給付費等を見てみたところ前年度当初では5億5千万円、今年度は5億4,500万円ぐらいで決算的に結べるのかなと予測をしましてこういう予算になったところです。

3番： そうしますとサービスは色々ございますが、内容が低下するというのではなくて、給付金の額の差ということで理解してよろしいんですか。

健康福祉課長： 説明が足りませんでした。サービスの低下ではなくて、この予算額でだいたい推移できるのかなと想定をしまして、今回減額致しまして対前年度で1千万円ぐらい減の予算を組ませて頂いたところです。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしと認め、議案第31号 平成25年度舟形町介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出予算について質

疑審査を終結致します。

簡易水道事業特別会計

委員長： 次に議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計事業歳入歳出予算を審査致します。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(無しの声)

なしと認め、議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計事業歳入歳出予算についての質疑審査を終結致します。

農業集落排水事業特別会計

委員長： 次に議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業歳入歳出予算の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(無しの声)

なしと認め、議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業歳入歳出予算についての質疑審査を終結致します。

公共下水道事業特別会計

委員長： 次に議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の審査をします。読み上げをお願いします。

総務課叶内班長： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

3番： ちょっと細かいことですが、290頁の歳入で4の1の1の下、預金利子がございます。他の特別会計も同じですが、今年度から廃止というか、ゼロで無くなるようですが、今まで貯金で管理をしておいてやり方が変わったので利子が発生しないからもう無しにしたということなんでしょうか。

会計管理者： 特別会計の基金以外の通帳は特にございませんで、基金から発生する利子というのだけでございますので、このような形になっております。

3番： 通帳がないということですが、基金から発生する利子があるということなんですね。その利子については何で管理しているんですか。

会計管理者： すみません。公共下水道の基金がありませんでしたので、預金利子はありません。

4番： それでは私はこの公共下水道事業費に関しての全体の質問をさせていただきます。最上町の下水道施設が解体されるということなんです、その影響と、例えば処理できなくなったもの等が最上町に持って行ったり、新庄市に持って行ったりということがないと聞いておったものですから、その影響等がないのか質問させてもらいたいと思います。

地域整備課長： 最上町にあった処理場が解体されることによって舟形町の処理をする分については特に影響はありません。今現在は新庄市に持って行ってますので、それで処理しておりますので、最上町には今一切持って行っておりませんので、影響はございません。

3番： 先程の貯金利子で再度確認しますが、公共下水道についてはそういうものは発生しないということですが、今までわずか千円ですが、今まで見込んでおったということは、そういう管理をしておったんですね。今年度から他の特別会計の勘定科目についても同じように処理をしていくという、前回と変わったということなんですね。

委員長： この場で暫時休憩をします。(13:42)

委員長： 会議を再開します。(13:46)

総務課長： 今の斎藤議員さんのご質問ですと、予算の方に1千円計上しておりましたけれども、昨年も1千円計上しておりましたけれども、もともと基金等の通帳は一般管理しておりますので、利子等が発生しなかった訳でありますけれども、本来であれば昨年の段階でその項目を廃止と言いますか、そうすれば良かったのですが、昨年も今年度もこういった形で上げておりましたので、今年度もここで不自然になりましたけれども、もともとそういった基金通帳はございませんので、ゼロと言うことで、今回25年度の

予算でこういう提案をすることになりましたので、よろしく申し上げます。もともと通帳はございませんでしたので、大変申し訳ありません。

委員長：他にありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結致します。

ここで午後2時40分まで休憩します。(13:47)

委員長：ただ今休憩中ではありますが、皆さんご承知のとおり、東日本大震災の発生から今日で2年目を迎えました。未だに復興の目途も立っていないのが現状のようですけれども、つきましては発生時間の2時46分に合わせまして黙祷を捧げ、多くの犠牲者の方々のご冥福をお祈りしたいと思います。その時間になりましたら、合図をしますので、皆さんのご協力をよろしく申し上げます。それまでの間、しばらく休憩します。

委員長：それでは休憩前に復し、会議を再開します。(14:46)

ここで討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第28号から第34号まで7議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって本案件につきましては一括して討論を求めます。

討論はありませんか。討論の申し出がありますので、原案に対する討論を許可します。まず原案に反対者の発言を許可します。

4番：それでは反対の立場で討論させていただきます。

反対の立場で討論させていただきます。非常に残念であります。大変良い予算を組んで頂いたと思っておりますけれども、ただ1項目の予算案に対して反対のためにここで反対討論をさせて頂くこととなります。

その1項目とは公車購入費1,500万円の件についてであります。この1,500万円の公車購入について課長の答弁がありましたが、バス代が何百万円、町長車何百万円というはっきりした金額を提示しなかったことであります。このはっきりしない予算案の中で、万が一町長車に対してこの予算の組み替えが行われて、町民が考える中で的高级車と言われるような車両を購入されてしまう恐れがあるというふうには感じました。よって、この予算案が上がってきたおかげで全体の予算案には反対するということとなります。この出し方、これもまた問題があります。まさにバス購入費、バス購入という雲の中に町長車購入というものを隠して議論の矛先を変えようと思わざるを得ないような予算の提出に私は断固賛成することができません。正々堂々と自分が乗る車、或いは町民が使う車、我々が使う車、予算の提示を受けて議論があつてこそ、賛成、反対ができるものであらうと思えます。是非私のこの反対討論を聞いた議員の皆さま方で、私に賛同して下さるといふ方は多分いらっしゃると思えます。是非賛同して頂きたい。そしてこのままある意味入札をちょっと遅らせれば、浮いたお金を町長車に流用できるという懸念を抱かせるような予算を通すべきではありません。ここは議会としてのチェック機能をきちんと果たし、そういった予算をしっかりと止めて、町民が納得できる公用車、私は公用車を買うことには異議はございませんけれども、高級車なら反対です。そういった意味でしっかりチェックしようではありませんか。そういう意味では私はこの予算案には反対を致します。是非私のこの意見に賛同して頂いて、反対をして頂きたく、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長：他に討論はありませんか。

2番：私はこの予算に対しては賛成という考えであります。ただし、公用車の購入について条件を付して賛成したいと考えております。質疑の中でも質問しておりますけれども、昨今の町政の厳しさ、昨今の環境に対する国民の意識の高まりを考えていきますと、やはり行政が率先して環境に配慮した車、そしてまた町民から不審に思われないような車の購入というものを考えて行くべきだと考えております。そういった中で金額の予算案については賛成であります。ただし、購入する際については町長車、バスにおきましても第1点に環境に優しい車、そして大型車じゃなくて、維持費のあまりかからない車を考えながら購入を進めていくことに条件にして私はこの予算案について賛成したいと思います。是非賛同できる議員の皆様方、よろしく申し上げます。

委員長：次に原案に賛成者の発言を許可します。討論ありませんか。

(無しの声)

無しの声があります。これで討論を終わります。

これから議案第28号から議案第34号を採決します。この採決は舟形町会議規則第80条の規定により、起立採決とします。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、起立採決とします。

議案第28号から議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。よって議案第28号から議案第34号は原案のとおり、可決されました。

次に委員長報告の作成についてお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任して頂きたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することに決定致しました。

長時間の審査大変ご苦労さまでした。以上をもちまして、一般会計並びに6特別会計予算の質疑審査を終結します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして平成25年度予算審査特別委員会を閉会致します。(14:54)

なお、明日は本会議を午前11時より開会致します。どうもご苦労さまでした。